

- 一 鱒 網 税 賣價十分の一
- 一 網 各村同一ならず錢二貫三百百文乃至錢五貫文に至る時に石崎村は三十三貫文
- 一 小 網 役 同上
- 一 魚 卸 口 錢 同上
- 一 生 海 鼠 役 同上
- 一 鱒 役 同上
- 一 但問屋付を以て賣買のこと 同上
- 一 七ツ島 運上 五百五十九匁
- 一 曳 網 役 錢一貫八百目一分四厘
- 一 台 網 役 同上
- 一 海 役 同上
- 一 刺 網 役 銀三十三匁
- 一 魚 卸 口 錢 同二百二十六匁
- 一 生 海 鼠 役 同三十七匁四分
- 一 鱒 役 永十貫八十三文
- 一 但問屋付を以て賣買のこと 賣價十分一
- 一 七ツ島 運上 五百五十九匁

一 同海士役並舟役 漸々開闢の計あり銀子十三枚 漸々開闢の計あり銀子十三枚 漸々開闢の計あり銀子十三枚

一 網 鱒 役 銀四百九十一匁九分 鱒 役 銀四百九十一匁九分 鱒 役 銀四百九十一匁九分

一 鳥 賊 鱒 役 同二百二十八匁 鳥 賊 鱒 役 同二百二十八匁 鳥 賊 鱒 役 同二百二十八匁

一 釣 役 同四十七匁八分 釣 役 同四十七匁八分 釣 役 同四十七匁八分

一 諸魚地拂役 同百十二匁 諸魚地拂役 同百十二匁 諸魚地拂役 同百十二匁

一 鱒 役 同上 鱒 役 同上 鱒 役 同上

以上記述せし如く舊藩施政の頃は一の成文法なく極單純なる制度の下に多年月の間毫も歩調の錯亂するなく能く秩序を保ちたるは一見怪むべきか如しと雖之が原因の存する所を探究すれば概略左の各項に歸するものとす

一 各地に於て習慣の能く行はれたること

一 漁具漁法は勿論漁業の期節等に關しては一地方毎に一定の慣習ありて互に相犯すことなし苟も違背するものあるときは之に對する社會的制裁の極めて嚴重なりしは藩府の干涉よりも其効績顯著なりしこと

一 漁業者の數僅少なりしこと

漁家の數は今日に比して僅少なりしは勿論封建制據の結果他藩の侵入するものなきのみならず各漁村と雖一定の漁場を專有し其區域の限定せられた

るを以て各自將來の利害を顧み一時の利益を貪らむとする念少なかりしこと
 三交通機關の發達せざりしこと
 交通の不便なる時代は生産物の販路は勢ひ狹隘ならざるを得ざるなり殊に
 保存力薄弱にして運搬に困難なる魚介類に於ては尤も甚しかりしこと
 四漁具漁法の幼稚なりしこと
 五生活の程度低く且つ容易なりしこと

縣下に於ける漁業慣行の概要
 本縣漁業の慣行に就ては往時定置漁具と運用漁具との如何に係らず漁村地先の海面を限り地元漁村の漁場となしたるより因襲の久しき遂に海面専用の姿となり明治八年太政官第九十五號布達に依り海面は官有なるを以て從來の通り漁業を營まむとするものは更に出願許可を得べきことを定めたり然るに當時爭議百出せしを以て越て九年第七十四號に依り漁業取締は可成從來の慣行によることとなしたり然るに漁場の境界に就きては翌十年時の官廳は萬難を排し從來の慣行を基礎とし島嶼岩礁岬角山頂森林等著大の目標天然の地形又は方位を測定して其範圍を査定したり而して此が境界に就きては素より不備の点なきにあらずと雖爾來引續き各漁村間に行はれ明治三十五年漁業法實施に及び各漁村は大

半漁業組合を設置し慣行専用及地先専用漁業を出願し又は從來許可を得て定置漁業特別漁業區劃漁業を爲したるものは期間指定の申請を爲し夫々漁業權を收得するに至れり今十ヶ年前即ち明治三十九年末に於ける免許漁業權數と大正五年末現在に於ける漁業權數を擧げて其消長を知るに便せむとす

専用漁業權數

郡別	慣行専用漁業權數	地先専用漁業權數	計
江沼郡	三	八	一一
能美郡	五	四	九
河内郡	一〇	二	一二
羽咋郡	二	二	四
鹿島郡	二	八	一〇
鳳至郡	一	四	五
珠洲郡	七	一	八
計	二六	二六	五二

備考 漁業法施行當時出願し其後地先専用漁業權に於て二三増加せしのみなるを以て比較を示さず現在の權數を掲上せり

免許漁業權數増減比較表

漁業名稱	特別漁業權種類數增減比較表		備考
	明治三十九年末現在數	大正五年末現在數	
鹽地曳網	133	128	比 減
鰯地曳網	4	3	
同車曳網	2	8	比 增
鯪地曳網	1	1	
鯪地曳網	1	1	比 減
海豚漁業	3	3	
計	163	135	比 減
	明治三十九年末現在數	大正五年末現在數	備考

自明治三十九年至大正四十年漁獲總價格

年次	價	額	平均
明治三十九年		一、八四八、五五四	
同四十年		二、〇八二、三八七	
同四十一年		一、九六七、四〇〇	
同四十二年		二、一〇九、七六八	
同四十三年		二、二七四、一五二	
同四十四年		二、九四三、五三三	
大正元年		二、三七七、五五〇	
同二年		二、七六六、八五八	
同三年		二、五五四、一〇一	
同四年		二、三八九、二五九	
總計		二二、三〇八、五六二	

鹹水產並淡水產漁獲高比較表

漁業名稱	明治三十九年末漁獲高	大正三年末漁獲高	比
鹹水魚類	一、三九、四九四	二、一八七、六七一	比 增
貝類	一八、五四〇	四一、四五三	
其他動物	三四九、三二一	三三、四五六	比 減
藻類	四三、八三三	六三、九八八	
總計			比 增

漁業名 年 度	淡水魚類				計
	貝類	其 他	水 産 動 物	藻類	
明治三十九年末漁獲高	100,809	4,333	172	1,848,554	
大正三年末漁獲高	126,810	3,675	3,011	2,700,177	
比					
増	26,001	3,675	3,011	5,031	
減	26,001	2,850	5,031	851,553	
備考					

區 分	比 較		備 考
	増	減	
鯨	56,900		
真鯮	70,749		
春魚	57,926		
鰹	18,295		
鰯	4,064		
鯖	18,850	10,915	
鮪	270,944		
鱈	66,860		

漁業名 年 度	淡水魚類													
	鱈	鱈	鱈	鱈	鱈	鱈	鱈	鱈	鱈	鱈	鱈	鱈	鱈	鱈
明治三十九年末	126,800	33,400	90,718	9,333	194,341	766	4,110	4,692	1,378	7,003	1,378	2,733	2,733	2,733
大正五年末	199,786	17,633	5,330	4,579	28,879	9,430	86,495	3,950	16,189	11,148	609	3,510	6,834	2,110
比														
増	72,986	15,233	5,330	663	34,138	117	86,495	3,950	16,189	11,148	609	3,510	6,834	2,110
減	4,786				107,856									
備考														

種別	區分	鹹水產 (其他の動物)																		
		計	其草	青立草	立貝	眞珠	帆立	鹽吹	小豆	貽介	螺介	蚌介								
鳥	鹹	七、四八三																		
		明治三十九年末																		
		大正五年末																		
		比																		
		增																		
		減																		
		較																		
		備考																		

種別	區分	鹹水產 (魚類)																		
		計	其海魚	玉筋	鰯魚	草履魚	鱈魚	鮭魚	鱒魚	鱈魚	河豚									
鮪	鹹	六、四九七																		
		明治三十九年末																		
		大正五年末																		
		比																		
		增																		
		減																		
		較																		
		備考																		

種別	區分	明治三十九年		大正五年		比	備考
		額	増減	額	増減		
計		10,443	11,440	21,563	10,123		
一番柔魚		1,011	2,341	9,185	8,174		
二番柔魚		7,845	5,158	10,186	5,031		
飯前		42,645	3,683	49,633	6,988		
蟹		4,003	5,629	4,543	540		
海鼠		29,497		87,590	58,093		
海豚		87,990		100	87,890		
海鰩		200		100	100		
海泥				2,768	2,768		
障泥				8,521	8,521		
甘泥				4,969	4,969		
其他		15,150		2,779	12,371		
計		349,321		331,458	17,863		

鹹水産 (藻類)

種別	區分	明治三十九年		大正五年		比	備考
		額	増減	額	増減		
計		749	2,794	3,558	764		
石炭		15,011	10,651	10,651			
海苔		811	2,113	2,113			
和布		8,573	83	83			
荒布							
海雲							
海藻							
昆布		18,667	25,100	25,100	6,433		
其他		43,833	33,988	33,988	9,845		

既往十箇年に於ける鹹水産價額表

種別	區分	明治三十九年		大正元年		同二年		同三年		同四年		合計	平均
		額	増減	額	増減	額	増減	額	増減	額	増減		
魚類		10,443	11,440	21,563	10,123	53,153	7,170	45,871	36,005	6,067	6,067		
鹹水産		749	2,794	3,558	764	25,100	6,433	25,100	25,100	6,433	25,100		
計		11,192	14,234	25,121	10,887	78,253	13,603	70,971	61,010	12,499	81,767		
魚類		10,443	11,440	21,563	10,123	53,153	7,170	45,871	36,005	6,067	6,067		
鹹水産		749	2,794	3,558	764	25,100	6,433	25,100	25,100	6,433	25,100		
計		11,192	14,234	25,121	10,887	78,253	13,603	70,971	61,010	12,499	81,767		

二 製造業

海 參

海參の産地は主に鹿島郡石崎村鳳至郡中居村にして製造の始めは古來金澤藩の特有物産として長崎御用と稱し精密なる吟味の下に専ら清國輸出向として製造せしめ之等に關する監督は特に藩府より煎海鼠役として七尾町の商人に命令したり之が命を受けたるものは該漁業より製品に至る迄一切事務を司り漁期に至れば人を各地に派遣し嚴重なる監督をなし製品終了を待つて直ちに長崎俵物役所へ輸送するの慣例なりしが爾來粗製濫造の弊を生じ其製品も漸次減少の傾向なりしが明治四十三年より鹿島郡水産組合に於て製品検査を勵行したるが之は鹿島郡一郡に限るを以て大正三年より水産組合聯合會に於て七尾北灣南灣に於て採捕製品する一切を検査せる結果年一年と良品を出し阪神長崎等の市場に於て相當の聲價を博しつゝあり

鱈 鱈

鱈鱈は羽咋郡に於て産出し其製造開始は古くより行はれ海參と共に支那輸出品として別に輸出の方法を設けたりしが近來不漁に従ひ其産額著しく減少せり

干 鱈

干鱈は(イナダ名)羽咋郡西海村宇風無なる漁村に於て古來より之を産出し同地方より主に長野方面に移出せられ相當の産額ありしも近來輸送の便なる爲め生魚にて移出すると又不漁等に依り其産額減少せり

鱈 鱈 卷

鱈鱈卷製造開始は珠洲郡蛸島村畠山氏の發明に係るものにして爾來鳳至鹿島の二郡に於ても之を製造するに至ると雖之は本縣物産として多額の産出を見るに至らず僅に縣下名産として各地に移出するに止まり又近來は交通の便なると共に旅客の増加に伴ひ年を逐ふて産額の多きに至るの傾向なり

乾 鱈、鹽 鱈

本縣に於て産する鱈は眞鱈と鱈との二種ありて干鱈は其原料多くは鱈にして其主なる産地は珠洲郡小木村鳳至郡宇出津町にして以前は相當の産額ありしも近來は交通の便開くると貯雪の設備あるを以て生魚にて移出すること多く爲に其産額減少せり又鹽鱈の原料は眞鱈を主とし産地は鳳至郡兜村鹿島郡東島村にして其製品は年を逐ふて増加の趨勢なるが近來支那に販路を開きつゝあるの實況にして將來は益々有望なるの状況なり

乾 鱈、鹽 鱈

鱈は近來漁具の改良と共に生魚としては概して縣下各地に産出するに至れり從

つて乾鰯、鹽鰯の製造も年一年と増加の趨勢を呈し今後之が改善に留意するに於ては益々其販路を擴張するに至るべし

鰯粕、鰯油

近來鰯刺網の改良に伴ひ鰯の産額激増を來し生魚の處理に困難なるを以て鰯粕を製造して肥料となし又魚油は外國に輸出する等年を逐ふて其需要増加するの勢にして現今は縣下魚類製品中重要なる物産となるに至れるを以て益々之が改良を加ふるに於ては將來本縣の一大物産たるべし

鹽 鯖

鯖は加賀方面は刺網又は地曳網能登方面は角網或は大謀網等に於て漁獲し近來其産額著しく増加するに従ひ鹽鯖として京阪名古屋地方に販路を擴張し製品中重要視するに至り其製品も年と共に増加の趨勢を來し今後之に使用する鹽の品質を選び改善を施すに於ては益々製品の發展を期すべきものと信ず

鰻

鰻は能登方面に生産するもの多く縣下製品中重要の一に算し産額も相當ありと雖近來輸送の便開けると共に生物を移出する爲漸次之が減少を來しつゝあり又製品も其宜しきを得ざるを以て今後一層の改良を加ふるを必要なりと認む
其他古來よりの製造品に付ては鹿島郡石崎村のくちこ、羽咋郡西海村字風無の鰻

刺鯖鳳至郡七浦村の「千ハチメ」同郡海士町の島海苔鮑珠洲郡小木村の鱈切漬等其他各種製品ありと雖鹽鰯、鹽鯖、鹽鱈、鰻搾粕を除く外は輸送の便に伴ひ鮮魚販賣の利益あるに依り製品は自ら衰退しつゝあり左に既往明治三十九年末と大正五年末との製産を比較して其消長の一斑を示さむとす

水産製造高價額比較表

種 類	年 度	比 較	
		増	減
食 料	明治三十九年末製造高	三六三、八七五	一七七、六八九
	大正五年末製造高	五三、五六四	一七、六八九
肥 料	明治三十九年末製造高	三三、〇八五	六七、六七七
	大正五年末製造高	一、三三、三三六	八三、三三六
計	明治三十九年末製造高	三六三、八七五	一七七、六八九
	大正五年末製造高	五三、五六四	一七、六八九

水産製造高價額増減比較表

種 類	年 度	製 造 價 額		比 較	
		明治三十九年末	大正五年末	増	減
食 料	明治三十九年末	一、八四〇	五八三	一、三三〇	一、三三〇
	大正五年末	一、八四〇	五八三	一、三三〇	一、三三〇
其 他	明治三十九年末	一〇、〇〇〇	一、四〇〇	八、六〇〇	八、六〇〇
	大正五年末	一〇、〇〇〇	一、四〇〇	八、六〇〇	八、六〇〇

種類	年度		比 增 減
	明治三十九年末	大正五年末	
鮭	一六、六二五	七二、七〇〇	五五、〇七五
鱈	六、四七九	一、六五六	一、六五六
鱈魚	二、六七四	九、四六六	六、七九二
鱈魚		二、四〇〇	二、四〇〇
鱈魚		二、二	二、二
鱈魚		二、八二〇	二、八二〇
鱈魚		三、四	三、四
鱈魚		三、二〇〇	三、二〇〇
鱈魚	六、九〇〇	五、四四二	一、四五八
鱈魚	一、三〇四	二、二〇五	九〇一
鱈魚	三、四〇九	三、四	三、四〇五
鱈魚		一、九七九	一、九七九
鱈魚		四、八九	四、八九

種類	年度		比 增 減
	明治三十九年末	大正五年末	
鮭	三六三、八七五	五三一、五六四	一六七、六八九
鱈	三、七五五	八七、八八一	八七、八八一
鱈魚	七、〇三四	四九四、七三三	四九四、九七九
鱈魚		三、五〇〇	三、五〇〇
鱈魚		一、三、六九九	一、三、六九九
鱈魚		八三三	八三三
鱈魚		六〇七	六〇七
鱈魚		三、〇五二	三、〇五二
鱈魚		一〇、七五四	一〇、七五四
鱈魚		三、四九四	三、四九四
鱈魚		四、〇五六	四、〇五六
鱈魚		一、七	一、七
鱈魚		二七	二七
鱈魚		三〇	三〇
鱈魚		六、六三〇	六、六三〇
鱈魚		六、九〇〇	六、九〇〇
鱈魚		三、〇八五	三、〇八五
鱈魚		三六五、九六〇	八三五、三六六

自明治三十九年
至大正四年
水産業製造物總價額

種類	明治三十九年		同四十年		同四十一年		同四十二年		同四十三年		同四十四年		大正元年		同二年		同三年		同四年		合計	平均
	数量	價額	数量	價額	数量	價額	数量	價額	数量	價額	数量	價額	数量	價額	数量	價額	数量	價額	数量	價額		
鱈乾	7,500	3,600	3,350	6,650	3,300	1,950	3,300	1,150	3,300	4,000	1,700	3,900	4,000	3,900	2,700	3,900	2,700	3,900	2,700	3,900	37,000	17,400
鱈乾	3,600	1,800	1,800	900	1,800	900	1,800	900	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	17,400	8,700
鱈乾	1,800	900	900	450	900	450	900	450	900	900	450	900	900	450	900	900	900	900	900	900	8,700	4,350
鱈乾	900	450	450	225	450	225	450	225	450	450	225	450	450	225	450	450	450	450	450	450	4,350	2,175
鱈乾	450	225	225	112.5	450	225	450	225	450	450	225	450	450	225	450	450	450	450	450	450	2,175	1,087.5
鱈乾	225	112.5	112.5	56.25	225	112.5	225	112.5	225	225	112.5	225	225	112.5	225	225	225	225	225	225	1,087.5	543.75
鱈乾	112.5	56.25	56.25	28.125	112.5	56.25	112.5	56.25	112.5	112.5	56.25	112.5	112.5	56.25	112.5	112.5	112.5	112.5	112.5	112.5	543.75	271.875
鱈乾	56.25	28.125	28.125	14.0625	56.25	28.125	56.25	28.125	56.25	56.25	28.125	56.25	56.25	28.125	56.25	56.25	56.25	56.25	56.25	56.25	271.875	135.9375
鱈乾	28.125	14.0625	14.0625	7.03125	28.125	14.0625	28.125	14.0625	28.125	28.125	14.0625	28.125	28.125	14.0625	28.125	28.125	28.125	28.125	28.125	28.125	135.9375	67.96875
鱈乾	14.0625	7.03125	7.03125	3.515625	14.0625	7.03125	14.0625	7.03125	14.0625	14.0625	7.03125	14.0625	14.0625	7.03125	14.0625	14.0625	14.0625	14.0625	14.0625	14.0625	67.96875	33.984375
鱈乾	7.03125	3.515625	3.515625	1.7578125	7.03125	3.515625	7.03125	3.515625	7.03125	7.03125	3.515625	7.03125	7.03125	3.515625	7.03125	7.03125	7.03125	7.03125	7.03125	7.03125	33.984375	16.9921875
鱈乾	3.515625	1.7578125	1.7578125	0.87890625	3.515625	1.7578125	3.515625	1.7578125	3.515625	3.515625	1.7578125	3.515625	3.515625	1.7578125	3.515625	3.515625	3.515625	3.515625	3.515625	3.515625	16.9921875	8.49609375
鱈乾	1.7578125	0.87890625	0.87890625	0.439453125	1.7578125	0.87890625	1.7578125	0.87890625	1.7578125	1.7578125	0.87890625	1.7578125	1.7578125	0.87890625	1.7578125	1.7578125	1.7578125	1.7578125	1.7578125	1.7578125	8.49609375	4.248046875
鱈乾	0.87890625	0.439453125	0.439453125	0.2197265625	0.87890625	0.439453125	0.87890625	0.439453125	0.87890625	0.87890625	0.439453125	0.87890625	0.87890625	0.439453125	0.87890625	0.87890625	0.87890625	0.87890625	0.87890625	0.87890625	4.248046875	2.1240234375
鱈乾	0.439453125	0.2197265625	0.2197265625	0.10986328125	0.439453125	0.2197265625	0.439453125	0.2197265625	0.439453125	0.439453125	0.2197265625	0.439453125	0.439453125	0.2197265625	0.439453125	0.439453125	0.439453125	0.439453125	0.439453125	0.439453125	2.1240234375	1.06201171875
鱈乾	0.2197265625	0.10986328125	0.10986328125	0.054931640625	0.2197265625	0.10986328125	0.2197265625	0.10986328125	0.2197265625	0.2197265625	0.10986328125	0.2197265625	0.2197265625	0.10986328125	0.2197265625	0.2197265625	0.2197265625	0.2197265625	0.2197265625	0.2197265625	1.06201171875	0.531005859375
鱈乾	0.10986328125	0.054931640625	0.054931640625	0.0274658203125	0.10986328125	0.054931640625	0.10986328125	0.054931640625	0.10986328125	0.10986328125	0.054931640625	0.10986328125	0.10986328125	0.054931640625	0.10986328125	0.10986328125	0.10986328125	0.10986328125	0.10986328125	0.10986328125	0.531005859375	0.2655029296875
鱈乾	0.054931640625	0.0274658203125	0.0274658203125	0.01373291015625	0.054931640625	0.0274658203125	0.054931640625	0.0274658203125	0.054931640625	0.054931640625	0.0274658203125	0.054931640625	0.054931640625	0.0274658203125	0.054931640625	0.054931640625	0.054931640625	0.054931640625	0.054931640625	0.054931640625	0.2655029296875	0.13275146484375
鱈乾	0.0274658203125	0.01373291015625	0.01373291015625	0.006866455078125	0.0274658203125	0.01373291015625	0.0274658203125	0.01373291015625	0.0274658203125	0.0274658203125	0.01373291015625	0.0274658203125	0.0274658203125	0.01373291015625	0.0274658203125	0.0274658203125	0.0274658203125	0.0274658203125	0.0274658203125	0.0274658203125	0.13275146484375	0.066375732421875
鱈乾	0.01373291015625	0.006866455078125	0.006866455078125	0.0034332275390625	0.01373291015625	0.006866455078125	0.01373291015625	0.006866455078125	0.01373291015625	0.01373291015625	0.006866455078125	0.01373291015625	0.01373291015625	0.006866455078125	0.01373291015625	0.01373291015625	0.01373291015625	0.01373291015625	0.01373291015625	0.01373291015625	0.066375732421875	0.0331878662109375
鱈乾	0.006866455078125	0.0034332275390625	0.0034332275390625	0.00171661376953125	0.006866455078125	0.0034332275390625	0.006866455078125	0.0034332275390625	0.006866455078125	0.006866455078125	0.0034332275390625	0.006866455078125	0.006866455078125	0.0034332275390625	0.006866455078125	0.006866455078125	0.006866455078125	0.006866455078125	0.006866455078125	0.006866455078125	0.0331878662109375	0.01659393310546875
鱈乾	0.0034332275390625	0.00171661376953125	0.00171661376953125	0.000858306884765625	0.0034332275390625	0.00171661376953125	0.0034332275390625	0.00171661376953125	0.0034332275390625	0.0034332275390625	0.00171661376953125	0.0034332275390625	0.0034332275390625	0.00171661376953125	0.0034332275390625	0.0034332275390625	0.0034332275390625	0.0034332275390625	0.0034332275390625	0.0034332275390625	0.01659393310546875	0.008296966552734375
鱈乾	0.00171661376953125	0.000858306884765625	0.000858306884765625	0.0004291534423828125	0.00171661376953125	0.000858306884765625	0.00171661376953125	0.000858306884765625	0.00171661376953125	0.00171661376953125	0.000858306884765625	0.00171661376953125	0.00171661376953125	0.000858306884765625	0.00171661376953125	0.00171661376953125	0.00171661376953125	0.00171661376953125	0.00171661376953125	0.00171661376953125	0.008296966552734375	0.0041484832763671875
鱈乾	0.000858306884765625	0.0004291534423828125	0.0004291534423828125	0.00021457672119140625	0.000858306884765625	0.0004291534423828125	0.000858306884765625	0.0004291534423828125	0.000858306884765625	0.000858306884765625	0.0004291534423828125	0.000858306884765625	0.000858306884765625	0.0004291534423828125	0.000858306884765625	0.000858306884765625	0.000858306884765625	0.000858306884765625	0.000858306884765625	0.000858306884765625	0.0041484832763671875	0.00207424163818359375
鱈乾	0.0004291534423828125	0.00021457672119140625	0.00021457672119140625	0.000107288360595703125	0.0004291534423828125	0.00021457672119140625	0.0004291534423828125	0.00021457672119140625	0.0004291534423828125	0.0004291534423828125	0.00021457672119140625	0.0004291534423828125	0.0004291534423828125	0.00021457672119140625	0.0004291534423828125	0.0004291534423828125	0.0004291534423828125	0.0004291534423828125	0.0004291534423828125	0.0004291534423828125	0.00207424163818359375	0.001037120819091796875
鱈乾	0.00021457672119140625	0.000107288360595703125	0.000107288360595703125	0.0000536441802978515625	0.00021457672119140625	0.000107288360595703125	0.00021457672119140625	0.000107288360595703125	0.00021457672119140625	0.00021457672119140625	0.000107288360595703125	0.00021457672119140625	0.00021457672119140625	0.000107288360595703125	0.00021457672119140625	0.00021457672119140625	0.00021457672119140625	0.00021457672119140625	0.00021457672119140625	0.00021457672119140625	0.001037120819091796875	0.0005185604095458984375
鱈乾	0.000107288360595703125	0.0000536441802978515625	0.0000536441802978515625	0.00002682209014892578125	0.000107288360595703125	0.0000536441802978515625	0.000107288360595703125	0.0000536441802978515625	0.000107288360595703125	0.000107288360595703125	0.0000536441802978515625	0.000107288360595703125	0.000107288360595703125	0.0000536441802978515625	0.000107288360595703125	0.000107288360595703125	0.000107288360595703125	0.000107288360595703125	0.000107288360595703125	0.000107288360595703125	0.0005185604095458984375	0.00025928020477294921875
鱈乾	0.0000536441802978515625	0.00002682209014892578125	0.00002682209014892578125	0.000013411045074462890625	0.0000536441802978515625	0.00002682209014892578125	0.0000536441802978515625	0.00002682209014892578125	0.0000536441802978515625	0.0000536441802978515625	0.00002682209014892578125	0.0000536441802978515625	0.0000536441802978515625	0.00002682209014892578125	0.0000536441802978515625	0.0000536441802978515625	0.0000536441802978515625	0.0000536441802978515625	0.0000536441802978515625	0.0000536441802978515625	0.00025928020477294921875	0.000129640102386474609375
鱈乾	0.00002682209014892578125	0.000013411045074462890625	0.000013411045074462890625	0.0000067055225372314453125	0.00002682209014892578125	0.000013411045074462890625	0.00002682209014892578125	0.000013411045074462890625	0.00002682209014892578125	0.00002682209014892578125	0.000013411045074462890625	0.00002682209014892578125	0.000026822									

種類	数量		金額	
	数量	金額	数量	金額
鹽乾鮑	13,300	10,456	9,500	8,500
鹽乾鮑	10,456	9,500	8,500	7,100
鹽乾鮑	1	1	200	200
鹽乾鮑	1	1	160	170
小計	25,162	20,958	10,700	10,870
其他製	39,632	36,879	8,136	7,817
品	39,632	36,879	7,817	27,062
總計	64,794	57,837	18,836	37,932
同	40,000	36,879	18,836	37,932
同	41,000	36,879	18,836	37,932
同	42,000	36,879	18,836	37,932
同	43,000	36,879	18,836	37,932
同	44,000	36,879	18,836	37,932
大正元年	45,000	36,879	18,836	37,932
同二年	46,000	36,879	18,836	37,932
同三年	47,000	36,879	18,836	37,932
同四年	48,000	36,879	18,836	37,932
合計	251,620	209,580	107,000	108,700
平均	110,378	110,378	2,680	2,988

三 養殖業

養殖業の沿革に付ては本縣は五大湖潟を有し其來歴の概要は總論の項に於て記述せしを以て茲に之を略し唯縣として施設せる事業を記載することとせり即ち眞珠介人工養殖養龍鰻兒鯉兒等の放養又能登灣及五大湖潟の利用調査を爲せり

眞珠介の養殖

鹹水養殖としては古來有名なる縣下七尾灣眞珠介の年々其産額の減するにより之が繁殖と人工眞珠介養成の目的を以て明治三十七年七尾灣内に於て養殖場を選定之を禁漁區となし水産試験場附屬眞珠介養殖試験場に充て爾來其禁漁區内

に棲息せる眞珠介に付人工珠玉を挿入し人工眞珠養成の試験をなし或は附屬材料を投入して蕃殖を計ることとし三十七年度及三十八年度に放養したる眞珠介を三十九年に於て或る人造珠玉二千二百二個を挿入し其眞珠質被着程度を試験したり四十年度に挿入せし人造珠玉二千二百五十二個は其成績稍良好にして百個に對し二十個強附着包被せり而して三十九年度挿入の分は挿入時期の晚れたる爲め四十年年度の試験に比し其含有量を減じたり四十一年度は珠玉數一千百七十五個を挿入放流せり尙三十九四十年の兩年度に於て試験せる人工珠玉を挿入して眞珠養成を圖りたるものは漸次光澤を呈するに至れるを見たり四十二年度は珠玉二千二個を挿入し内五百八十個吐出せしものを除き千四百二十二個の珠玉を放養せり而して四十一年及四十二年に於ける人工眞珠含有量は挿入個數一百に對し二十乃至三十個の比例を以て存し稍成績の見るべきものあるに至れるを以て本試験は四十二年限り水産試験場自ら試験することとせり而して其五ヶ年間の成績に徴するに民間事業としても相當収益あることを認めたるを以て大正五年度に於て之を民間事業に移したり

養龍鰻

湖潟養殖としては古來縣下に於て相當産額ありし龍は濫獲を爲すと到る所の河

岸湖沼畔を開墾せられ産卵場を侵害せらるゝ爲其種族殆むご絶滅せむごするの傾向なるを以て水産試験場をして此貴重なる動物の保護養殖の法を講じ其利益のある所を周知せしめむご欲し能美郡御幸村字今江に地をトし三十七年度工を起し同六月池の設備完成せるを以て七月東京市深川區の養鱉家服部金次郎より種鱉六頭及當年兒六百頭を購入し採卵生長及發育調査の材料に供せり其成績甚だ良好にして鱉數年々増加し其確實なる養殖業たるを認め縣下斯業を經營するもの續出するに至れるを以て親鱉或は兒鱉を民間當業者に配付し斯業の獎勵發達を計りしが其成績良好なるにより明治四十二年度限り之を廢止することとし四十三年九月飼育中の鱉五百五十二頭の内四百三十八頭を縣下希望當業者にして設備完全なる者に頒布し残り百十四頭は五湖潟に放流せり現今に於ては個人或は組合を以て該事業を經營するものあるに至り又相當の利益を挙げつゝあり

水面利用調査

本縣の海岸線たるや岬灣參差し或は河湖池沼に富み淡鹹水魚介類の養殖を計り水族の蕃殖を講ずるに好適なる個所枚擧するに遑あらざるなり然るに縣下未だ水産養殖を解知する者甚だ尠く偶々自ら振て斯業に従事する者ありと雖養殖に關する智識の乏しくして十分の効果を收むること能はず唯木良なる紀念物を遺して終を告ぐるの不幸に會し之等の灣江河沼を利用して水族の増殖を講究する

の途に出でざりき然れども時勢の進運は永く斯業をして開黒裡に埋沒せしむるを許さず明治四十三年農商務省より補助金の交付を乞ひ又縣費よりも相當支出して能登灣及五大湖潟の利用調査を水産試験場に於て左の豫定の下に着手せり

明治四十三年度

今江、木場、柴山、三潟調査測量

右調査内業

明治四十四年度

今江及柴山潟測量

河北、邑知、二潟測量及調査

能登測量調査

前記各調査内業

明治四十四年度より五大潟利用開始

明治四十五年より能登灣の利用開始

調査要綱

一 地學的調査

(イ) 地勢

湖沼の位置面置形状湖岸線の長さ湖盆の形態地質の大要成因變遷

(ロ) 注水及排水と水位の關係

流入河川受水區域の面積及之に對する湖面々積の割合並其降水量排水量水位の變化

二 理化學的調査

(イ) 湖岸の氣候

氣温氣壓風濕度雨量日照時霜雪の季節

(ロ) 水温及比重

湖岸及中央に於ける水面温度及比重水温及比重の垂直分布
水色透明度結氷の程度化學的諸性質

三 生物學的調査

微生物の種類多寡

藻類の種類分布及其多寡

動物の種類分布及其多寡

重要水産生物の天然餌料

重要水産生物の害敵の種類及其多寡

重要水産物の習性

四 養殖上の調査

有害物質注入有無及其程度

養殖事業の沿革移殖人工孵化繁殖保護規約及慣習現在棲息せる魚介藻類の種類分布産額現在の養殖事業

五 漁業の調査

漁具漁業法の沿革

漁具の種類

現在漁業の状態

漁獲物の販路及製造業

六 結論

將來放養養殖又は移殖すべき種類及其極量並經營法養殖すべき魚貝種苗供給の難易供給の場所及價格

餌料供給の難易及其價格

運搬の便否

苗移殖

明治四十四年度に於て初めて鯉苗二百三十尾を滋賀縣琵琶湖より取寄せ木場今江兩湖へ移殖し約三ヶ年間放任しありしに其成績良好なるを以て尙之が成績を

顯著ならしむる目的を以て大正五年及大正六年度も繼續移殖せり。前年同様、湖沼に於て養殖奨励上最も安全にして其收益あるべきものは鰻鯉の二種にして之が養殖は必要なるにより専ら奨励に努めつゝありしが各郡役所或は水産組合漁業組合に於ても毎年各湖沼に放養するに至り殊に鯉兒に就ては水産試験場に於て運搬器を考案し極幼鰻苗を運搬及購入方の斡旋指導を爲す等大に之が養殖を圖れり。左に既往明治三十九年末と大正五年末との製産を比較して其消長の一斑を示さむとす。

名 年 次	比		備 考
	増	減	
明治三十九年末	一三、三三八	二、九四八	
大正五年末	一六、二七六	三、二二八	
鯉	五、七六〇	一、七二五	
鰻	三、二七七	九、一八四	
鮎	九、六七四	一、五三三	
鮎	七、四一〇	八、九三三	
計	五、〇〇〇	三、〇五六	

淡水産 (魚類)

名 年 次	比		備 考
	増	減	
明治三十九年末	四、一七〇	二、三六六	
大正五年末	二九、四九五	一六、四八〇	
鯉	一、二二六	八〇七	
鰻	一、一七九	一、八一	
鮎	三、七三五	一、〇〇〇	
鮎	二、四九三	二、五九九	
鮎	三、〇一六	三、五四四	
鮎	四、一六七	八、〇〇五	
鮎	八、八四	二、三二二	
鮎	一、八三二	二、三二二	
鮎	四、九八八	二、三二〇	
鮎	四、〇五〇		
計	一六、八二〇	三、〇一一	

淡水産 (貝類)

種類	名年		名年		備考	
	稱次	次	稱次	次		
淡水産 (藻類)	計	明治三十九年末	明治三十九年末	大正五年末	比	
		大正五年末	大正五年末	大正五年末		較
	其	他	藻類	藻類	藻類	
						計
	増	減	増	減		
	備考	備考	備考	備考	備考	
	合計	合計	合計	合計	合計	
	平均	平均	平均	平均	平均	

既往十箇年に於ける淡水産價額表

種類	名年		名年		備考	
	稱次	次	稱次	次		
魚類	計	明治三十九年末	明治三十九年末	大正五年末	比	
		大正五年末	大正五年末	大正五年末		較
	其	他	魚類	魚類	魚類	
						計
	増	減	増	減		
	備考	備考	備考	備考	備考	
	合計	合計	合計	合計	合計	
	平均	平均	平均	平均	平均	

種類	明治三十九年	同四十年	同四十一年	同四十二年	同四十三年	同四十四年	大正元年	同二年	同三年	同四年	合計	平均
貝類	三九、三〇〇	四一、三三三	三三、〇五五	一五、九四三	一五、一六三	三三、三〇八	八、一三三	七、七二二	七、六六六	五、二五〇	一七四、八〇三	一七、四八〇
其他	三、六七〇	六、五九〇	二、〇六四	二、五九九	三、六六八	二、七四三	二、七〇八	三、一七一	二、四九九	二、八九二	三三、四九〇	三、二四九
辛蠣	七、七六	〇、五	二、六六	二、九〇	二、九〇	八、六四	七、七五	三、三三	三、四八	一、三三	四、〇三六	四、〇三八
牡蠣												
蛤												
玉非												
田螺												
其他												
其他動物	一七二	一三三	一六〇	一六四	四四	三五	二〇	一	二、〇〇〇	二、四四〇	二、八〇七	三、三
蟹									二、五二三	二、四四五	七、四〇八	二、四六九
蝦									四二六	一四五	七六九	二、五六
其他									七〇六	二五二	二、四七八	六、一九
藻類									一九	二〇	三九	一九
其他									九、六〇四	九、一四三	二四、七九七	八、二六五
計	一四、三三三	一六、三九〇	一五、七七二	三、六七四	二、八四三	三〇、三四三	一、九六、二九九	二〇、五六〇	三、三四、七九九	二、二〇、三三〇	一、九、一〇四	一、九、〇二〇

四 漁船の改良

本縣一般漁業の状態を観察するに概して沿岸漁業を墨守し漸次衰頽に赴かむとするの傾向を示し沖合漁業の奨励は最も急務なるを以て縣は茲に漁船改良の必要を認め之が改良漁船を新造したる者に對し補助金を交付し其補助に依り新造漁船の數を擧ぐれば左表の如し

補助金交付普通改良漁船數

郡名	明治三十九年	同四十年	同四十一年	同四十二年	同四十三年	同四十四年	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	計
江沼郡												
能美郡												
石川郡												
河北郡												
羽咋郡												
鹿島郡												
鳳至郡												
球洲郡												
計												

補助金交付補助機關付漁船數

郡名	明治三十九年	同四十年	同四十一年	同四十二年	同四十三年	同四十四年	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	計
江沼郡												
能美郡												
石川郡												
河北郡												
羽咋郡												
鹿島郡												
鳳至郡												
球洲郡												
計												

郡名	年度					計
	明治四十一年度	大正四年度	大正五年度	計	平均	
鹿島郡						
鳳至郡						
球洲郡						
計						

自明治三十九年
至大正四年度 漁船現在數

郡名	年度										計	平均
	明治三十九年	同四十年	同四十一年	同四十二年	同四十三年	同四十四年	大正元年	同二年	同三年	同四年		
江沼郡	七六四	七九九	七二二	六六七	六九五	六〇一	七〇八	七四六	七〇九	七〇〇	七,〇〇〇	七〇〇
能美郡	四五六	四七七	三七五	三七九	四〇〇	四〇〇	四四一	五〇〇	四九九	四五六	四,三〇七	四三三
石川郡	八〇六	七五七	六八八	五九六	五四九	七三六	八一九	九〇八	八八五	六〇七	七,三六一	七三六
河北郡	一九五	二,〇五五	一,八一九	二,〇〇〇	一,七四七	一,七六七	一,七七八	一,七九六	一,七二六	一,七八八	一八,四四二	一,八四四
羽咋郡	一,四四五	一,三二五	一,三四三	一,三三八	一,二七八	一,一八〇	一,二二五	一,三三三	一,四〇五	一,三六四	一三,四〇三	一,三六〇
鹿島郡	一,六二四	一,六四四	一,六〇〇	一,五八九	一,六〇四	一,六三七	一,三九五	一,三六五	一,三六三	一,三三七	一五,一三三	一,五一一
鳳至郡	一,六三五	一,六六一	一,八八一	一,九二一	一,七六八	一,七三五	一,九四四	一,九二〇	一,九〇三	一,七八九	一八,四七六	一,八四八
球洲郡	一,八六八	一,八七三	一,八三六	一,八三七	一,七九三	一,七九二	一,八四九	一,八二三	一,七四二	一,三三七	一七,六七七	一,七九三
計	一〇,一三三	一〇,七五〇	一〇,一八三	一〇,四三七	九,七四六	九,八二九	一〇,一九九	一〇,二六〇	九,九七九	九,四八八	一〇,一〇三	一〇,一〇一

五 獎勵補助

水産事業獎勵補助 明治三十九年以來水産獎勵金下付規程を設け毎年縣費より相當獎勵金を支出し未だ縣下に行はれざる漁撈製造養殖漁船の改良其他水産業に關する新規事業にして有益と認むるものに對しては新調費の幾分獎勵金を下付し縣技師をして實地指導獎勵せしめつゝあり而して該獎勵金下付に付ては徒に補助を爲して其成績を見ざるは却て補助の弊害を生ずるを以て其点に最も留意し獎勵金下付出願者多數あるも充分の調査を遂げ有益と認むるものに限り補助することとせり其事業の種類金額を掲ぐれば左表の如し

能登外浦航路補助 能登外浦沿岸約五十里に渉る外海方面は各種魚族の群游及介藻類の蕃殖頗る豊富にして就中船倉島七ツ島等の四圍海區は稀有の一大漁場なりとす而して其沿海漁村は到る處山勢海岸に迫りたる僻地なると又は孤島なるを以て交通機關の設備なき爲め漁獲物は自ら低廉にして之を加賀地方の同一魚類に比較するときは價格の点に於て實に十と六との差あり故に是等魚價の向上を計ると共に一大漁場の利源を開拓せしめ一方水産物以外の物資運搬等を爲し地方の開発を圖るは漁船の航通を最急務と認む然るに漁船航通に付ては多額の經營費を要するを以て航海上の所謂經濟航路たらざるの虞あり隨て自ら損失を免れざるべく因て當初三箇年間は縣費の補助を以て之が航運業を助成せざるべからざるものと認め本計劃の條件を具備する冷蔵漁船二隻を航海せしむる者

に對して縣は壹萬圓の縣費補助を交付すべき豫算案を大正三年度の通常縣會に提案せり縣會は之に對し初めて開始の新航路なるを以て先づ漁船一艘分に對して金五千圓を補助し置き該航運業實施後の成績に鑑み他日縣參事會の代決に依り更に一隻分五千圓の縣費補助を追給することとして可決せり因て調査の結果大正三年度に於て大興漁船株式會社へ壹隻分に對し條件を付し金五千圓を交付することとせり爾來大正五年度迄毎年五千圓宛を補助せしが民間に於ても其必要を感じ石油發動機關付漁船兼運搬業を開始するに至れるを以て大正六年度より之を廢止せり

鰯掙粕改良竈補助 本縣水産製造物中最重要なるものは鰯掙粕にして其製品の改善を計るは勿論生産費を減少せしむるには聯竈裝置の獎勵を必要と認め大正三年度より鰯掙粕聯竈裝置を新造したるものに對しては検査の上一ヶ所十五圓とし十ヶ所分即ち金百五拾圓を大正五年度迄毎年補助獎勵したる結果三ヶ年間に於て大体縣下一般に普及するに至るを以て大正六年度より之を廢止せり

縣費補助額並獎勵事業年度別

年 度	補助金總額	獎勵事業	漁具漁船數	實際補助額
明治三十九年度	11,000,000	鰯掙粕改良竈補助	100	11,000,000
明治四十年度	11,000,000	鰯掙粕改良竈補助	100	11,000,000
明治四十一年度	11,000,000	鰯掙粕改良竈補助	100	11,000,000
明治四十二年度	11,000,000	鰯掙粕改良竈補助	100	11,000,000
明治四十三年度	11,000,000	鰯掙粕改良竈補助	100	11,000,000

年 度	補助金總額	獎勵事業	漁具漁船數	實際補助額
明治三十九年度	11,000,000	鰯掙粕改良竈補助	100	11,000,000
明治四十年度	11,000,000	鰯掙粕改良竈補助	100	11,000,000
明治四十一年度	11,000,000	鰯掙粕改良竈補助	100	11,000,000
明治四十二年度	11,000,000	鰯掙粕改良竈補助	100	11,000,000
明治四十三年度	11,000,000	鰯掙粕改良竈補助	100	11,000,000

漁戸及漁民と漁獲高

漁戸及漁民と漁獲高との割合を掲記して漁魚の大勢を知るは最も必要なりと雖統計に於て漁民數は大正四年度以後調査し來るものにして其以前に於ては調査せしものなく又漁戸も專業兼業の別なきを以て之に既往十ヶ年と現在とを比較して其消長を見るに由なく遺憾ながら大正五年末の現在に於て之を比較せり而して左表の漁戸及漁民數は專業兼業を合したるものにして即ち之を區別すれば左の如し

大正五年漁業戸數

郡名	漁業を主とする者		漁業に従事する者		合計	
	戸數	漁業者	戸數	漁業者	戸數	漁業者
江沼郡	四六三	七二二	一、〇九七	一、二七二	一、五六〇	一、九〇〇
能美郡	三三七	三九七	一、一八九	一、五四三	一、五二〇	一、九四〇
石川郡	三三〇	一、四二四	一、三六〇	一、六五三	二、〇九〇	二、〇九〇
河北郡	一、〇三七	二、七三四	一、七六一	三、〇七〇	二、七九八	五、八六八
羽咋郡	五五六	九七九	九八〇	一、八四〇	一、五三六	二、三八九
鹿島郡	五四六	一、〇四一	一、六四四	二、三六七	二、一九〇	四、四〇八
鳳至郡	一、一六三	二、三六九	一、九二〇	二、六七二	三、〇八三	五、〇〇〇
鳳洲郡	八四九	一、三九四	一、二六六	一、七七五	二、〇一五	三、〇六九
珠洲市	一三〇	一、五〇〇	一、七六七	二、一〇三	一、九一七	三、二一〇
計	五、七九五	一一、二九〇	二二、九四四	二八、二九三	二八、七〇九	三九、四〇三

備考 本表中漁業者とは業務主又は滿十四年以上の被用者にして實際漁業に従事する者を謂ふ

漁戸及漁民と沿岸線漁獲高比較

(大正五年)

國名	延長線	漁獲高		漁船		延長線		漁獲高	
		戸數	漁業者	艘數	噸數	一里に對する漁獲高	一里に對する漁獲高	一里に對する漁獲高	一里に對する漁獲高
加賀	一八、〇三三	一、二五、〇三三	一、二五、〇三三	三、二五二	九、〇六五	一、八	一、二	七、四	三、四三
能登	一四、〇一八	一、一五、〇一八	一、一五、〇一八	五、九九七	八、二九八	三二	一八〇	一、〇九	二、六五
計	三二、〇五二	二、四〇、〇五二	二、四〇、〇五二	八、二四九	一七、三六三	六四	二二〇	二、一三	六、〇八

備考 河川は流域五里以上のものを計上せり

第二節 現在の状況

一 漁業

本縣は暖寒二流の影響を受け之等流域に棲息する各種魚族の相往來する要路に當り海岸線の延長實に百五十三里に及ぶ如斯廣き海面を有するに拘はらず漁業状態は如何と云ふに概ね沿岸的漁業にして其主なるものは加賀方面にありては

地曳及車曳網とし能登方面にありては大敷大謀臺網及角網を用ひ沖合漁業とし
 ては僅に手繰網流刺網及鯛籠延繩あるのみにして其産額の大部分は沿岸漁業に
 より收穫され其生産額拾萬圓以上に達するは鰯鯖鯛鰈等の五種に止まれり而
 して近時交通の便大に開けたると同時に漁獲物の販路擴張するに至り價格も亦
 従て騰貴し往時に比し大に其趣を異にしたる結果として當業者は時勢の進歩と
 共に漁業の改善發達に留意すると當局又此機に於て斯業の改善に對し指導し且
 漁船漁具の改良を奨励すること共に縣費より補助を與へ以て其改良を促しつゝあ
 りて當業者は之に依りて鯛地漕網改良鰯流刺網鰯鯖飯揚繰網及鯛網副漁具とし
 ては桂繩其他各種改良漁具を使用し又普通改良漁船及補助機關付漁船の設備を
 爲し益々漁業の發展策を講じつゝあり

一 製造業

本縣水産製造品の重なるものは鰯榨粕鰯油素乾鰯素乾鰯を含む鰯節鹽乾鰯鹽鯖
 鹽鰯海參錫等にして其産額は孰れも多少差なきに非ずと雖一ヶ年十萬圓より少
 きも壹萬圓を下らず就中海參の如きは本縣特有物産として支那に輸出し來れり
 從來は水産製造の如きは副業的の嫌ありしも明治三十九年以來縣は奨励金の下
 附を爲し又一面に於ては各種製造の試験器械の改良及製造法の改善を奨励しつ

あり

三 養殖業

縣下に於ける水族の繁殖保護に關しては從來取締法を設定し之に依り漁場漁期、
 漁具並に漁獲物の制限禁止をなし消極的に期する所あり又湖潟の鯉鮒鰻鰻及魚
 介藻類に對し人工法或は移植法により積極的に其繁殖を圖り現に養魚養鰻並に
 眞珠介牡蠣の養殖は民間に於て之を企つる者あるに至り其成績も亦見るべきも
 のあり

(一) 水産業に關する奨励の状況

縣下水産業に關し施設奨励すべき方針を大別して左の五項と爲せり

- 一 沿岸漁業
- 二 沖合漁業
- 三 遠洋漁業
- 四 製造業
- 五 養殖業

(二) 沿岸漁業

沿岸漁業は主として定置特別漁場の整理に着手し漁場間の距離を延長し相互の

利益を増進せしめむとす其施設左の如し

(イ) 海勢魚道等の漁場の調査を爲すこと

(ロ) 沿岸漁場整理の爲め明治三十五年漁業取締規則中保護區域を制定明治三十

九年に於て規則を改正し其區域を擴張す又大正五年更に規則を改正し保護區域と漁場間距離を制定せり

(ハ) 縣下沿海には多數の免許漁業存在し尙又許可届出等の多數の漁業を營むに依り其漁場の關係必要上明治四十二年に沿岸及海面を實測し聯絡圖調製に着手し大正四年に完成し各漁場の位置區域を確定せしを以て相互漁場間の紛争を未然に防止するを得たり

(三) 沖合漁業

縣下沖合漁業として發達普及を圖るべきもの種々ありと雖現下主として普通漁船及補助機關付漁船を以て其施設を促し左の漁業を奨励しつゝあり

(イ) 改良鰯刺網漁業

(ロ) 沖手繰網漁業

(ハ) 各種配網漁業

(四) 遠洋漁業

遠洋漁業を奨励せし結果遠洋漁業奨励法に依り國庫及縣費より補助を受け補助

機關付漁船を新造し日本海に於て鰯、鯛、配網、鰯漁業に従事せるもの四艘あり何れも創業日尙淺きを以て其成績判明せず又目下新造のもの一艘あり更に本年度中には二三艘新造せしむるの豫定にして漁業者の意嚮は漸次遠洋漁業の有望なることを認めつゝあり

(五) 朝鮮海出漁奨励

本縣漁民をして朝鮮海に出漁せしめ漁業の發展を圖らむが爲め明治四十二年縣令を以て朝鮮海出漁奨励金下付規程を發布し漁船漁具並に移住者若くは通漁者に奨励金を下付することとし一面には漁業根據地を清津蔚山の二箇所に撰定し其根據地を縣に於て購入し又家屋を建築して縣下漁民にして同地方へ移住するものには左の土地家屋を無償貸與することとし又漁業權は移住者に於て享有せしむることとし其根據地面積及購入費家屋建築費及漁業權は左の如し

金千八百拾六圓四拾壹錢

漁船漁具に對する補助及根據地並家屋建築費

清津

根據地 二千二百五十二坪

家屋 十 二 戸

角網漁業權 十 二 統

地曳網漁業權	二	統
鱒用網漁業權	三	統
鯉角網漁業權	二	統

蔚山

根 據 地	一千六百二十六坪	統
家 屋	六	戸

鯉大敷網漁業權

右獎勵に依り移住者及通漁者ありと雖其漁業者は何れも一攫千金の夢に迷ひ一時不漁に際すれば直ちに廢業歸縣する等耐忍力に乏しき爲め現今は僅か一二戸移住し漁業するの實況なれば遺憾なりとす因て縣有土地建物は意志強固なる當業者に對し相當讓與の手續を講じつゝあり

(六) 製 造 業

本縣に於て製造業として改良獎勵及販路の擴張を圖りつゝあるもの左の如し

(イ) 海參、鰯の改良製造を普及し製品の一定を圖ること

(ロ) 鯉、鯉粕改良竈を獎勵して之が普及を圖ること

(ハ) 海苔及若布の改良法を普及せしむること

(七) 養 殖 業

湖潟 柴山、今江、木場、河北、邑知の各潟の利用調査は明治四十三年より水産試験場に於て着手し調査結了既に具體的成案を得たるを以て之が移殖を圖り又在來魚類に付ても之が蕃殖を圖りつゝあり

利 源 調 査

船倉島利源調査 船倉島は能登輪島港を距ること二十七哩餘の一孤島にして周圍僅かに一里弱面積約十五萬坪なるも魚族及海藻の豊富にして輪島町在住の海士部落は全戸擧つて毎年春季より秋季に涉り同島に移住して漁業に従事し一ケ年の生計に充つるの習慣は久しく數百年來繼續し來りたるものにして所謂海士部落の専有物の如し現に慣行、専用漁場を享有せり就ては尙精密に調査を遂げ之が利源を開發せむとし四十五年度に於て縣會にて該島の利源調査に付建議ありたるを以て大正元年九月知事始め官民三百餘名該島調査を爲したる結果同島附近及沖合に於て鯉、鯉漁業の有望なることを發見し爾來縣下漁業者に出漁を獎勵し又海士町漁業組合に對し獎勵の末十五噸二十馬力の石油發動機關付漁船を新造せしめ大に此の利源の開發に努めつゝあり

以上は現下水産業獎勵の概要を記したるものにして尙其部類に就て詳述しあるを以て茲に略す

免 許 漁 業 數 調

(大正五年十二月三十一日現在)

漁業種類	江沼郡	能美郡	石川郡	河北郡	羽咋郡	鹿島郡	鳳至郡	珠洲郡	計
磯刺網						一九			一九
天草エゴ						三四			三四
罾穴袋網						三			三
小桁網						三			三
採藻						二五			二五
磯叩網									
磯魚磯刺網									
河豚旋網									
鱈延縄	三九三	七九九	三三六	六〇六七	三三六	三七〇	七〇	五五六	四、八九七
計									

總漁業數

二萬四千三百七十一

內

免許漁業(特定)

同(專用)

許可漁業

屆出漁業

大正五年 鹹水產總價額

一千六百四十三
 四千八百九十七
 一千五十八
 一萬六千九百三十三

郡	魚類	貝類	其他の水産動物	藻類	計
江沼郡	一三三、五二一	一、〇五五	一三、三三〇	五、一〇五	一四二、〇一〇
能美郡	七九、六三三	六四	一、六五五	八一、三六三	一八二、七〇五
石川郡	三〇四、六〇〇	四七八	二四、五六六	一、五八九	三三〇、九〇三
河北郡	三九九、〇〇六	三、五〇九	一〇六、四六一	四、三〇〇	五三三、二一六
羽咋郡	二五三、八七〇	六、五五五	六、四四九	三、九三四	二六〇、七八八
鹿島郡	五〇〇、五六六	三、一七一	四八、二三六	七、六四三	五五九、五五五
鳳至郡	四三三、六六一	四、九六六	一一、六四三	一九、一八一	四八九、四四〇
珠洲郡	一七四、七五四	二、八二五	二九、一六九	二五、九三七	三三三、六六五
金澤市	三、二七、六七一	四、四三三	二三、四五八	六、九八八	二、五四、七五〇
計					一六三、八二〇

大正五年水産物漁獲高

鹹水産

種類	種類	種類	種類	種類	種類	種類	種類
鯉	鮑	烏賊	魚	藻類	魚類	貝類	其他の水産動物
八四、八三〇	七二、五〇〇	三、〇〇四	二、三三三	九三、〇七〇	三、六五五	三、〇二二	五、一〇五
計							

延長實に百五十三里四町五十五間に及び前途有望なる漁場を擁す其陸上にありては河北、今江、柴山、木場、邑知、潟を始め、河川湖沼に乏しからずして之に依り衣食するもの漁家戸數一八、七〇九戸（專一、二、九一四戸）人口二九、四八二人（專一、八、二二九〇人）なり願ふに本縣漁業の狀態は時勢の進運と共に區々たる沿岸漁業に懸々たらず須らく活動的進取沖合漁業たらざるべからず今大正五年度全縣下に於ける水産物年産額を見るに參百九拾貳萬五千六百貳拾六圓にして内漁業に依るもの貳百七拾萬百七圓水産製造高百貳拾貳萬千參百貳拾六圓養殖によるもの四千百九拾參圓にして全國を通じ其中位にあり此計數以外には果して遺利を存せざるや事業施設に改むべき餘地なきやの問題なり而して今本縣水産業の一般を見るに其沖合漁場の開拓すべきものあると同時に漁船漁具漁法にして改良發展の餘地あるにより今後の施設經營方法を適當に指導獎勵するに於ては今後十箇年を期し現在生産額の五割内外を増加し得ること至難の事業にあらざるを信じて疑はざるなり然らば如何なる企劃方法に依る可きか以下項を分ち述べれば次の如し

(一) 避難港の築設

漁船の改良は更に船体碇繫に安全なる港灣たるべき漁港或は避難港の必要を生ずるに至るは自然の勢なり而して漁港なるものは其規模の大小設備の如何により漁港或は避難港の二種に區別するを得べし而して前者は漁船の出入碇繫操縦

に遺憾なき水深面積を有し漁獲物處理上海陸運輸連絡の設備完全にして漁具漁船に必要な物資の供給に支障なき陸上設備を要し且加ふるに漁場の遠近往復の便否等殆むご商港と同様なる機關と便利を要するも後者にありては漁船の避難又は根據に便するを主とし漁船の安全なる碇繫を目的とし陸上の運輸設備等も亦出來得る限り支障なき處を撰ばざる可からずと雖も沖合出漁に適切形勝の地位を撰定設置すべきなり

漁港或は避難港と云ふも其築造には多大の費用を要するが故に資力の薄弱なる漁業者の力を以てしては之が實行を期すること能はざるなり而して本問題は獨り漁業者の利害問題に止まらず實に縣の利害問題なり之を具體的に云へば參百有餘萬圓の生産額を有する本縣にありては當然之が設備なかるべからず然り漁港の必要なるは勿論なるも亦避難港設置の急務なるに如かざるなり故に小額の費額にて足るべき避難港を築造するは當を得たるものと信ず依て船倉島附近海面は各種魚族の相往來する衝にあるを以て漁撈上形勝の地位にある好漁場なるにより該方面に出漁を奨励しつゝありと雖避難港の設備缺如せる爲め往々出漁を躊躇するの狀況なるは常に遺憾とする所にして之が設備は最も急を要するを以て第一着として船倉島に避難港を築設し順次外海沿岸に於て實地調査の上漁業の狀態漁場との關係等を考查し又縣經濟の實況に鑑み之か築造を圖らむとす

避難港選定に付ては左記四ヶ條に基き調査の歩を進めむとす

- 一 漁船の避難港又は根據地として便なること
- 二 二十噸以下の漁船を安全に碇繋し得るを限定とすること
- 三 比較的少額の費金にて築造し得らるゝこと
- 四 出來得る限り陸上の便を綜合すること

以上避難港竣工後に於ける利益を計數的に據げ得ざるも其利便とする所は次の如し

- 一 難破船減少すること
- 二 出漁日數を増加すること
- 三 漁場を現在以上に擴張すること

(二) 漁船の改良

漁船構造の良否は漁業發展に至大なる關係を有す而して之が改良は避難港築設と相俟つて遭難の慘禍を軽減すると同時に出漁日數を増大し沖合漁業の發展を來すべきに依り便宜上次の二様に分て奨励せむとす

- 一 普通漁船を改良する場合
- 二 補助機關を有する漁船建造の場合
- 三 普通漁船を改良する場合

漁船なるものは海勢及漁撈操業上の状態に依り其地方に適應すべき様造船せざるべからず唯徒に理想に馳せ突飛の變更は從來の經驗に徴し不成功に終るものなるにより今後十年を期し完成するの方針により奨励せむとす而して現時本縣に於ける沖合漁業に使用されつゝある多くは加賀天當型にして其型態上より見るに大体に於て不可なきが如きも之が改良に付ては操業上密接なる關係を有するを以て海況及漁業の種類と作業上の慣習を考慮すべきものなるにより形態上の改良に付ては尙調査研究を要するものあるにより之を後とし其最も急とする構造上の改良を奨励せむとす由來本縣在來漁船は沿岸漁業の目的により構造されたるものにして直に以て沖合出漁を云々するは無理なる注文なるべし而して之等廢船の多くは設備不完全且加ふるに固着法の不備なるに歸因するものにして船体材料の強力は尙餘りあるものと認めらる故に之が強力を保たしむるには固着を嚴重にし配材の調和宜しきを得るにあり而し之が改良を施するに於ても其特長とする輕快迅速を旨とし大成を期せざるべからず

改良方法

(イ) 水密甲板を張ること 船体の縦に受くる迫力の抵抗を強大ならしむると同時に船舷を越へ突進し來る波浪を防止する爲め總甲板を設くるを必要とす然りと雖も漁業上總甲板を許さざる場合は船の長さの三分の一以内に相當する部

分は無甲板とするも差支なし但此場合は其前後に於ける支水隔壁には特に注意すべきなり

(ロ) 支水隔壁を設くること 甲板と相俟つて空氣室を構成し且横に受くるの迫力に抵抗する有要材なるにより必ず肋骨により固着を完全にし水密装置と爲すべし

(ハ) 肋骨を設くること 船体に受くる横の力を強大ならしむる重要材なるにより之れが接合取付及組織等は船体の大小により適當に注意すべきなり而して肩七尺以上の漁船にありては四組以上とし接合の場合と銜接或は嵌接又は累接の何れから採り固着釘を施すべきなり

(ニ) 根曲材を設くること 船と敷戸立と敷の接手には堅固ならしむる爲め必要の材にして其腕は各二本の敲釘を施すに足るべき長さあるを要す

(ホ) 船と棚板取付の改良 棚板を取付くるには船にガキツレなるものを設くるを以て波浪の抵抗を減すると同時に固着を強固ならしめ安全なるを得べし

其西洋型たると和船型たるとを問はず二十噸以上の漁船にありては遞信省の検査規定に依らしむべきも今後十年間にありては主に十噸以上二十噸未満の不登簿漁船の建造を奨励し農商務省の遠洋漁船検査規程に準し構造せしめ船内設備

等に付ては各自其漁村に適應する様建造せしむるの方針に依らむとす

(三) 漁業の改良發達

將來本縣漁業の發展を圖らむには漁場を遠く沖合に求むると共に漁船は勿論漁具漁法を改良し漁獲増進を講ずるは焦眉の急なりとす而して沖合の漁業を奨励するに當り漁種を選定し之が組織方法により (一) 普通漁船に依る沖合漁業 (二) 沖合出漁漁船團の二に分ち説明すべし

(一) 普通漁船に依る沖合漁業

曩に示せる方法により漁船を新造するか若くは古船と雖も適當の補強工事を實施し沖合出漁に支障なき改造を加へ一晝夜以上沖合に滞留し得る設備を有する漁船を用ひ沖合の漁業に従事せしめむとす

(二) 出漁團漁業

一定の根據地を有し漁船十艘以上一團となり相當設備を有する機關付漁獲運搬船に附隨せしめ沖合の漁業に従事せしめむとす

在來普通漁船により遠き沖合に出漁し遺憾なく就漁するには前述せる如く構造餘りに脆弱に失するにより既記の方法により改良するの良策を認む今縣下を通じ沖合漁業に従事する肩巾九尺以外の漁船三百艘を下らざるも内改良せられたるもの其一割にすら達せずと雖將來十年間に於て改良漁船百五十艘の増加を見

るは敢て難事にあらずと信す尙縣は普通漁船に安全に就漁せしむるの方法として漁船出漁團なるものを漁業組合に奨励し今後十ヶ年間に於て十個の團體を組織せしめむとす

以上の改良増加に依り漁場を擴張すると同時に漁獲増加を來たすや必せり

(四) 遠洋漁業の奨励

補助機關付漁船を母船とし之に三艘乃至六艘の船体の大きさにより漁艇數を決定す(漁艇を積載し漁場に至れば各艇隨所に就漁し母船は絶へず漁艇の間にありて其位置を監視し終漁に至れば漁艇は漁獲物と共に再び母船を收容する方法にして總て漁艇作業に依るものとす

日本型補助機關付漁船を用ひ本船自身作業する方法なり

補助機關付漁船現在數六艘にして内國庫及縣費より新造補助せられたるものは四艘にして他の二艘は構造上獎勵金下付の資格なきものとす(以上六艘の漁船は總て大正三年度後に於て建造せられたるものにして一ヶ年平均二艘の割合に建造されたり而して現下漁業者の趨勢より察するに今後とも尙一ヶ年三艘乃至四艘十ヶ年を通じて四十艘の補助機關付漁船の増加を見るは

敢て難事にあらずなるなり

(五) 沿岸漁業の改良と整理

本漁業は永き經驗と研究により漁具漁法共に精巧を極むと雖も尙改良の餘地存せり其加賀方面に於ける重要漁具としては曳網、車曳網及各種旋捕網ありと雖も前二者は共に勞銀昇騰の現代にありては收支相償はず休漁或は廢止するもの日に多きを加ふるの状態なるも之が漁法を研究し勞力を省き使用時間を短縮するは適當の處置なり次に各種旋網殊に揚繰網にありては其構造上必要なる局部の網丈を増加すると同時に其他の局部に付改構を加へ省力に注意するに於ては大に見るべきものあるを信す又能登方面にありては定置漁業其主なるものにして其所有者にあらずるものは漁業者に非らずとさへ稱へ來りしも近來不漁の結果は資金融通の途に窮し休業廢止するものあるに至り爲めに資本家をして漁業なるものは不安定にして投資の危険なるを思はしむるに至れり定置漁業は勿論一般漁業界に大恐慌を來せり之が挽回策を講ずるは焦眉の急なり

大正五年度に於ける鱒漁業は近來なき非常なる盛況を呈せる結果として又々大敷熱の勃興し來りたりと雖も根據ある企劃にあらずして萬一を僥倖し昔日を夢みつゝあるにより此際大に注意を加ふると同時に漁利を永遠に確保する方法を採らざるべからず現時能登方面に於ける定置漁業の種類六十二種の多きに及

び年と共に改良或は變化し種々なる名稱を附せるも其主なるものは鱒大敷網、鱒、鮭の大謀網、鱒、鮭の角網、瓢網等にして其免許數實に一千四百八十三統を算し内六百五十三統の河川湖沼にあるものを除き八百三十統は能登方面にして内浦は其八割五分を占む此多數漁具にして同一時季に敷設さるゝものとするは延長八十里にして其漁場間隔百十六間に過ぎず又鱒漁業によりては全部定置漁業に依るものにして其區域たるや富山縣界より祿剛崎に至る海上十六里の間に三十五統設置され其間隔九百八十七間強にして改正の取締規則に規定する漁場間距離なきも改正前既に免許したるものにして事情止むを得ざるに出たるも亦實に驚くべき状態にあるなり斯の如く多數漁具の密接して敷設さるゝは或る時代に於ては有利なりしならむも現今の状況に徴するに漁業上不利なるのみならず相互錯綜せる結果漁場の荒廢を來たし漁業經濟成立せざるに至り引ては漁業者間に紛擾の絶ゆることなし如斯は漁業政策上不利なるにより此際監督を嚴にし新規出願と雖も増設の弊を矯正制限すると同時に地形魚道の如何を考察を爲し以て漁利を永遠に確保せしむるの策を講せむとす

是等定置漁業の改良としては漁具保存期間を永からしむると共に漁具材料の選擇を注意し地形海況の如何により漁具の構造敷設方法及勞力の省略に付注意す

る様獎勵指導すべきなり

利益計算以上獎勵法に基き漁業經營に當り之が收支の計算を明にするは起業者の参考となるべきに依り母船式漁業、單獨漁業、普通改良漁船漁業の三種に付現今就漁しつつある在來漁船の漁獲高を基礎として其利益計算をなす時は次の如し

母船式漁業に依るもの (船体は遠洋漁船検査規定に依る)

- 全長 五十四呎
- 全幅 十一呎六吋
- 深 四呎六吋
- 計畫噸數 十九噸
- 機關は石油發動機 二十五馬力一臺
- 計畫速力 七海里
- 漁艇 長二十尺の天滿型四艇
- 起業費 船体一艘附屬品共
- 一金四千六百參拾五圓

金壹千貳百五拾圓
 金四百貳拾五圓
 金貳千四百圓
 金百六拾圓
 金參百圓
 金百圓
 一金壹千貳百七拾壹圓

船 體
 艀 裝 費 一 式
 機 關 一 臺 附 屬 品 共
 漁 艇 四 艘 附 屬 品 共
 附 屬 備 品 費 一 式
 船 體 設 計 進 水 諸 費
 漁 具 費

內 譯
 金參百九拾六圓
 金四百五拾五圓
 金貳拾圓
 金五百圓
 金四百五拾圓

鯨 延 繩 附 屬 品 共 百 二 十 鉢
 鯛 延 繩 百 參 拾 八 鉢 分 附 屬 品 共
 釣 具
 手 線 網 替 網 一 張 を 備 ふ
 起 業 準 備 金

今總計金六千參百五拾六圓
 一、金六千六百拾九圓四拾錢九厘
 二、金六百八拾五圓五拾錢
 三、金七百七拾貳圓九拾七錢
 四、金五百七拾七圓參拾八錢
 五、金六百參拾七圓六拾六錢七厘
 六、金壹千六百參拾圓八拾九錢六厘
 七、金四百七拾貳圓
 八、金貳百圓
 九、金百五拾圓
 十、金百圓
 十一、金八千七百七拾圓七拾錢

金四百八拾圓

金八百九拾圓

金五百八圓五拾錢

金七百七拾貳圓九拾七錢

金五百七拾七圓參拾八錢

金六百參拾七圓六拾六錢七厘

金壹千六百參拾圓八拾九錢六厘

金四百七拾貳圓

金貳百圓

金百五拾圓

金百圓

一金八千七百七拾圓七拾錢

船長及機關士一ヶ年給料

漁夫延人員八十九人

船員延人員百十三人分食料

船員一同漁獲歩合金

船價消却費

漁具消却費

機關燃料及消耗費其他

餌料

雪八千貫

船體機關其他附屬品修繕費

漁具修繕費

總收入額

金貳千貳拾四圓
 金貳千參百四拾圓
 金八百五拾壹圓貳拾錢
 金貳千七百四拾貳圓五拾錢
 金七百五拾圓

差引計算

益金貳千八拾八圓貳拾九錢壹厘

單獨漁業に依るもの

石油發動機付日本型小型漁業計畫 (船体は遠洋漁船検査規定に依る)

長 四十九呎
 幅 十呎
 深 三呎九吋
 計畫噸數 十噸
 單筒石油發動機 十五馬力一臺

鯨三千六百八十貫
 一貫目に付五拾五錢
 鯛三千二百二十貫
 一貫目に付七拾五錢
 鰯二千二百四十貫
 一貫目に付參拾八錢
 手繰網蟹三千二百五十五杯
 雜魚三千二百二十五貫
 運搬業に依る收入

計畫速力 七海里

計畫起業費

一金貳千六百貳拾八圓

內 譯

金七百五拾圓

金千六百七拾八圓

金貳百圓

一金九百參拾八圓

內 譯

金百五圓

金五百貳拾五圓

金八圓

金參百圓

一金貳百圓

總計參千七百六拾六圓

事業費

支

計畫起業費

船体一艘附屬品共

船体一艘

機關一臺附屬品共

附屬具一式

漁具費

鋼延繩三十鉢(新調費)

鰯刺網二十一把代一把貳拾五圓

鰯漁具

手繰網替網一張を備ふ

起業準備金

一金參千六百八拾四圓拾錢六厘

內 譯

金四百八拾圓

金參百六拾圓

金四百八拾四圓參拾九錢六厘

金貳百七拾圓

金參百貳拾九圓參拾參錢四厘

金參百貳拾八圓五拾錢

金九百九拾四圓八拾七錢六厘

金八拾貳圓

金七拾五圓

金百參拾圓

金百圓

船長及機關士一ヶ月分給料

但一ヶ月分貳拾圓

漁夫延人員三十六人

但一人一ヶ月拾圓

漁獲歩合

同漁獲高の十分の一

船員延人員六十人分食費

一人一ヶ月四圓五拾錢

船体消却費 八ヶ年保存

船價消却費 保存年限三ヶ年見込

機關燃料及消耗費其他

石油料一日分二斗二升八合此代金參圓七拾六錢貳厘
出漁日數百九十八日ニシテ此石油量四十四石一斗四
升四合此代金七百四拾四圓八拾七錢六厘機械油其他
消耗品費貳百五拾圓

餌料費 調一日分壹圓八拾錢四

雪代三千貫 十貫に付貳拾五錢 調千八百八十貫
罾千貫 手繰八百二十貫

船体機關其他附屬品修繕費

漁具修繕費

金五拾圓

收入

一金四千八百四拾參圓九拾六錢

內 譯

金千貳百拾五圓

金千五拾圓

金五百參拾貳圓

金貳千四拾六圓九拾六錢

益金千百五拾八圓八拾五錢四厘

沖合漁業經營

普通改良漁船漁業 (加賀方面に於ける起業の場合)

起業費

一金九百六圓

內 譯

金參百五拾圓

金參百七拾八圓

雜費

鯿四十五萬尾代 三月中に一尾四厘七毛平均
五月中は一尾貳厘貳毛平均

鯛千四百貫 一貫目七拾五錢

鰯千四百貫 一貫目參拾八錢

手繰網漁獲一日分貳拾五圓五
拾八錢七厘八十日間出漁豫定

普通改良漁船一艘新造費付屬品共
鯿刺網十四把代一把に付貳拾七圓付屬品共

金八圓
金百貳拾圓
金五十拾圓

鰭釣具一式代
手繰網一統代替網代
起業準備金

事業費

支出

一金四百五拾九圓

内訳

金七拾圓
金百六拾九圓
金七拾圓
金四拾圓
金拾五圓
金五拾五圓
金參拾圓

船費消却費 保存年限五ヶ年
漁具消却費 保存年限三ヶ年
餌代 鯛一日金壹圓五拾錢 六拾圓
雪代千六百貫拾貳圓二十五錢
船体修繕費
漁具修繕費
雜費

収入

一金貳千參百八拾九圓四拾貳錢

内訳

金六百五拾圓
金五百貳拾五圓
金貳百六拾參圓
金九百五拾壹圓四拾貳錢

鯛代貳拾六萬尾貳厘五毛
鯛七百貫一ヶ月七拾五錢
一日分二十貫代拾五圓
鯛六百九十三貫一貫參拾八錢一
日分二十一貫代金七圓九拾八錢
手繰網一日分拾五
圓八拾五錢七厘

差引殘配當金千九百參拾圓四拾貳錢

船主配當額

四百拾圓貳拾壹錢五厘

船頭配當額

參百拾參圓六拾九錢四厘

漁夫一人分配當額(漁夫共)貳百四拾壹圓參拾錢參厘

備考 以上は差引殘配當額を八人に割り漁夫は其一人分を船頭は一人三分を船主は一人七分を取るの計算なり以下之に準ず

能登方面に於ける起業の場合

起業費

一金六百四拾四圓

内訳

金參百五拾圓
金六拾六圓
金七拾圓

普通改良漁船新造費付屬品等
鰭延繩二十鉢代一鉢參圓參拾錢
鯛延繩二十鉢代一鉢參圓五拾錢

金八圓
金六拾五圓拾錢
金五拾圓

鯨釣具一式
鱈延繩七十鉢一鉢九拾參錢
起業準備金

事業費

支出

一金四百五圓七拾錢

内譯

金七拾圓
金六拾九圓七拾錢
金百參拾壹圓
金參拾圓
金五拾圓
金貳拾五圓
金參拾圓

船價消却費 保存年限五ヶ年
漁具消却費 保存年限三ヶ年
餌代 アラ一日壹圓二十五日二拾五圓タヒ一日壹圓五拾錢四拾四日六拾圓シイラ拾圓タラ一日四拾五錢參拾六圓
船体修繕費
雪代二千貫十貫貳拾五錢
漁具修繕費
雜費

收入

一金貳千參百五拾五圓八拾四錢

内譯

金五百八圓貳拾錢
金千八拾七圓五拾錢
金貳百六拾參圓參拾四錢
金四百九拾六圓八拾錢
差引殘配當すべき金千九百五拾圓拾四錢

分三九百二十四貫一錢五拾五錢一日
分二千四百五十貫一錢八圓拾五錢一日
分六百九十三貫一錢八圓拾五錢一日
分二百一十九貫一錢七圓九拾八錢一日
分三千六百貫一錢七圓九拾八錢一日
分四千五百貫一錢七圓九拾八錢一日

船主配當額

四百拾四圓四拾錢五厘

船頭配當額

參百拾六圓八拾九錢八厘

漁夫一人配當額

貳百四拾參圓七拾六錢八厘

漁具の改良と新規漁具の開發

毎年五名宛の實地視察員を適地に派遣し實際に付先進地の漁業状態を視察せしめ漸次一般漁具漁法の改善發達を促進し又一面に於ては重要漁業中鰯、鯖、鮪、鱈、鯛、鯉、鰻、蟹等以上十種の漁具漁法の欠点を改善すると同時に新規優良なる漁具を開發し獎勵するに於ては現在漁獲高に對する三割内外の増收を見るは敢て難事にあらざるなり而して漁具の改良方法として概括的に之を摘記すれば即ち

- 一 構造上より來る漁具の改良
- 一 漁法上より來る漁具の改良

一 經濟上より來る漁具の改良
一 省力上より來る漁具の改良

四項に別ち漸次其歩を進め奨勵するを便利なりとす
今後本縣沖合を中心とせる日本海漁場に於て沖合の漁業として有望なりと認むべき漁業の種類次の如し

- (一) 鰯漁業 延縄釣漁業
- (二) 鰯漁業 一本釣漁業
- (三) 鯛漁業 一本釣漁業
二艘五智網漁業
- (四) 鰻流刺網漁業
- (五) 鯖漁業 流刺網漁業
- (六) 鮪漁業 延流刺網漁業
- (七) 蟹刺網漁業
- (八) 打瀬網漁業
- (九) 手繰網漁業

(十) 柔魚釣漁業

(六) 漁業基本調査

農業に豊凶の別あるが如く漁業にありても亦豊凶ありて毎年其漁獲高は一定せざるにも拘はらず漁業者の多くは大漁なれば悦び不漁なれば嗟嘆し敢て其原因の奈邊に存するやを極むるなく常に僥倖を夢みつゝあること恰も賭博を爲すが如き觀ありて一般に漁業なるものは危険にして投機視せられ爲めに資金融通の途に窮し延いては漁業の不振を來す所以なり故に漁業の發達を望むは漁具漁法の改善進歩に待つべきもの多しと雖も亦優良なる漁場に於てせずむば其目的を達するを得ず而して四拾萬圓内外を下らざる鰯漁業は能登内浦に於ける唯一の漁業なるにも拘はらず近年不漁を續けつゝありて大正四年の如きは其極に達し廢業するもの續出するの狀態にありと雖も其原因未だ不明なるを以て之が調査の第一歩として鰯洞遊状態を明かにすると同時に鮪鯖大羽鰻其他重要魚族に付去來集散の狀態より漁場の探險を爲すの要あるべし由來暖寒諸海潮流の離合遠近は沿海水に及ぼす狀況其他海水中に起る總ての變化影響は水族の去來集散に至大の關係を有するが故に之等有用魚族の去來集散の狀況を根本的に調査研究を爲し其利法を闡明ならしむるは縣水産の收獲を増加する所以なるにより須く漁業の基本的調査を爲すの必要止むべからざる事業なるにより北陸諸縣連絡を

保ち以て實施すべきを必要とす幸に本縣水産試験場は昨年度より富山灣内に於て之が調査に着手しつゝありと雖も尙進むで一般的に實行せむとす

(七) 水産教育

水産業者の多くは一般に教育程度低き感あるは實に遺憾とする所なり畢竟するに其境遇により他と接觸するの機會少しとは云へ自己流義にして他を學ぶの氣象に乏しく因襲的に祖先傳來の沿岸的漁業を墨守し進むで沖合に向つて發展するの氣風少く依て漁船々員の養成としては漁撈機關士の二様に區別し各相當の補助を爲し生徒を募集し水産試験場所屬金城丸に乗込ましめ専ら實用的人物の養成を圖りつゝあり又船匠の養成として専門の技師を招聘し之が講習を實施しつゝありと雖も要するに漁民教育の振否は直接漁業の盛衰に甚大なる影響を及ぼすべきを以て更に進むで縣下補習學校教員及漁村にある小學校教員をして水産に關する講習を爲さしめ漁業家の子弟をして水産に關する智識を教授する方法を採り又他方面にありては漁業組合理事を指導し其人格を高むると同時に漁村先達者たるべき素質の涵養に務むるは現下の状態に鑑み最も緊急の要務にして又漁業振興の良策なりと信す

既往十一箇年間に於ける漁獲品増加割合

年 度	漁 獲 高	前年に對する増減額		前年に對する増減の割合	
		増	減	増	減
明治三十九年	一、八四八、五五五				
同 四十年	二、〇八二、三六七	二二三、八三三	一一四、九七	一、二六四強	五、五五強
同 四十一年	一、九六七、四〇〇				
同 四十二年	二、〇九七、七六八	一四三、三六八		七三強	
同 四十三年	二、二七四、一五三	一六四、三八四		七九強	
同 四十四年	二、九四三、五三三	六六九、三八二		二、九四強	
大正元年	二、三三七、五五〇		五六五、九六三		一、九三強
同 二年	二、七六八、八五八		四三一、三〇八		一、五七強
同 三年	二、五五四、〇一一		二二二、七五三		七九強
同 四年	二、三九三、三五九		一六四、八四三		六四強
同 五年	二、七〇〇、〇一七	三二〇、八八八		一、三二強	
計	二六、〇三三、六七〇	一、〇一〇、一三三	一、〇五八、五六九	八、六四七強	三、八九二強
差 引		八五一、五五三		四、七六強	

以上の如く既往十箇年間に於ける漁獲高は豊凶の別により増減ありと雖も現在漁獲高を見るに明治三十九年の夫れに比し四割七分五厘六毛強即ち八拾五萬壹千五百五拾貳圓の増收を示せり要するに漁船の改良と漁具漁法の改良及新規漁具の開発により四割七分五厘六毛強を増加せり以上の経路により將來十ヶ年後に於ける漁獲を豫想するに漁具漁法の改良及新規漁具の開発により現漁獲高の

三割の増加を見るは敢て難事にあらざるなり今左に十ヶ年後に於ける豫想漁獲高を表示すれば左の如し

十年後に於ける豫想漁獲高 (各種中有望なりと認むるものを挙げたり)

新規漁業の種類

母船式	遠洋漁業		沖合漁業		出漁圏	
	甲	乙	甲	乙	甲	乙
延縄漁業	延縄漁業	延縄漁業	延縄漁業	延縄漁業	沖合漁業の甲に同じ	沖合漁業の乙に同じ
同上	延縄漁業	同上	同上	同上		
鰯釣漁業、手繰網漁業、運搬業	鰯釣漁業	鰯釣漁業	鰯釣漁業	鰯釣漁業		
	手繰網漁業	手繰網漁業	手繰網漁業	手繰網漁業		

新規漁業の開発に依る増加表 (右表に就ての増加額を示すもの)

年次	遠洋漁業		沖合漁業		出漁圏		合計
	母船式	単獨	甲	乙	甲	乙	
第一	船数 三	金額 七、六五〇、四〇〇	船数 三	金額 三、五三三、七六〇	船数 一	金額 一、三六八、六〇〇	二七、八四六、〇〇〇
第二	船数 六	金額 二、六九七、二〇〇	船数 六	金額 一、〇六〇、二八〇	船数 一	金額 二、四七三、三三〇	八三、九六三、三九〇
第三	船数 九	金額 三、三九〇、〇〇〇	船数 九	金額 一、七六六、八〇〇	船数 二	金額 三、七〇〇、八〇〇	一四一、一八〇、八〇〇
第四	船数 一四	金額 四、三三三、八〇〇	船数 一三	金額 二、五九四、三〇〇	船数 二	金額 四、九四七、六四〇	二〇五、一七一、六八五

年次	遠洋漁業		沖合漁業		出漁圏		合計
	母船式	単獨	甲	乙	甲	乙	
第五	船数 二	金額 六、七七一、四八〇	船数 三	金額 四、八九三、二〇〇	船数 二	金額 六、一七〇、八〇〇	二七、三三三、三六〇
第六	船数 三	金額 二、七九三、五〇〇	船数 三	金額 四、七〇六、九〇〇	船数 三	金額 七、四三〇、九六〇	三三、〇六七、七四〇
第七	船数 四	金額 三、〇四七、九五〇	船数 四	金額 五、三三六、三三〇	船数 三	金額 八、六五七、七四〇	四三、六五七、七四〇
第八	船数 五	金額 三、一八四、六〇〇	船数 五	金額 六、七四〇、四〇〇	船数 四	金額 七、五二六、七三〇	四八、六七八、三三〇
第九	船数 七	金額 三、三三三、三〇〇	船数 七	金額 八、〇九八、五〇〇	船数 四	金額 一、〇〇三、五五〇	五三、九三五、三三〇
第十	船数 七	金額 三、三三三、三〇〇	船数 七	金額 八、〇九八、五〇〇	船数 五	金額 一、二二二、三三〇	五九、四六四、一三〇
合計	船数 三三	金額 三三、〇〇〇、〇〇〇	船数 三三	金額 三三、〇〇〇、〇〇〇	船数 三三	金額 三三、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇

備考 将来十年後に於ける遠洋漁業に依る増加 一九〇、七六〇、六〇〇 厘

将来十年後に於ける沖合漁業に依る増加 二二〇、八七二、八六〇

将来十年後に於ける出漁圏に依る増加 二二四、二二三、五三五

漁船新造當年は全漁獲高の五割を減ずるものと見做し計算せり而し各一艘分一ヶ年漁獲高次の如し

遠洋漁業 母船式 八、七〇七、七〇〇
 單獨 四、八四三、九六〇
 沖合漁業 甲 二、三五五、八四〇
 乙 二、三九九、四三〇
 出漁圏 甲一關に付 三、四七六、三三〇
 乙同 二、〇八八、九六〇

漁具漁法の改良及新規漁具開發其他に依る増額

種類	増加の割合		増加金額	
	種	類	種	類
漁具漁法の改良に依る	二割	八分	七五六、〇二九	九六〇
新規漁具開發に依る	五分	五分	一三五、〇〇五	三五〇
魚價騰貴に依る増収額	二分	二分	五四、〇〇二	一四〇

漁業奨励の結果に依る豫想増額表

種類	増加の割合	増加金額
遠洋漁業に依る		一九〇、七六〇・六〇〇
沖合漁業に依る		二二〇、八七二・八六〇
出漁團に依る		二二四、二一三・五三五
漁具漁法に依る		七五六、〇二九・九六〇
新規漁具開發に依る		一三五、〇〇五・三五〇
魚價騰貴に依る増収額		五四、〇〇二・一四〇
合計(十ヶ年後に於ける總増収額)		一、五八〇、八八四・四四五
現在漁獲高		二、七〇〇、一〇七・〇〇〇
十ヶ年後に於ける全漁獲高		四、二八〇、九九一・四四五

一 製造業

(一) 製品の改良増殖

水産製造品の種類及其産額

本縣水産製造物中産額多く且將來有望なる鰯搾粕、煮乾鰯、鰯節、鹽鰯、鹽鯖、鹽鱈、海參、鰯の八種に付専ら之が改良普及を奨励し其の生産増加を圖らむとす
 大正五年に於ける縣下水産製造品の總額は百貳拾貳萬參千貳百六拾圓にして其主なる種類は五十餘種に及び是等製品は何れも處理加工の手段方法に改良を加へ品質の向上を期し生産費を削減し以て斯業の收益増加を圖るの要あるは勿論なりと雖も其内産額最も多く且將來見込ありと認めたる前記八種の製品に付極力其製法を改良し生産及利率の増大を圖らむとす
 明治三十九年以後の總産額を示さば左の如し

年次	金額	年次	金額
明治三十九年	三、八五〇、九六〇	明治四十二年	五六三、四九九
同四十年	五〇三、四八八	同四十三年	九八〇、九三四
同四十一年	五六二、三二六	同四十四年	一、〇四、八八二
大正元年	九〇四、三六六	大正四年	九六二、八七九
同二年	一、二三九、七七〇	同五年	一、二二一、三二六
同三年	一、二一五、〇〇七		

前記計劃の八種の製品に付其改良の効果を數字的に説明せむと欲せば當然將來

に於ける漁獲の多寡を豫知せざるべからざるも其數量は到底之を豫測し能はざるにより現在(大正五年)の産額を基礎とし年々之と同一量の原料に加工生産するものと假定し將來十ヶ年間の計劃を立てることとせり
 既往十ヶ年並現在に於ける各種重要水産製造品生産の消長と本計劃に依る八種製品の將來に於ける生産増加額の比較對照に使せむが爲め其計數を表示するもの次の如し

既往
現在
將來
改良計畫八種製品製造額比較表

種 類	既往十ヶ年平均	現在大正五年	將來十ヶ年後	既往に對する現在の増減	現在に對する將來の増減	既往に對する將來の増減
鯉 榨 粕	二四九、二五六	四九四、七三三	五三九、五九九	二四九、四七六	四四、八六七	二九〇、三四三
鯉 油	二二、一〇七	四一、七〇六	四八、一八一	一八、五九九	六、四七五	二五、〇七四
鯉 節	四六、五九五	四六、三三三	五五、四〇〇	二二二	七、〇二七	六、八〇三
鯉 鱈	二五、四二九	三九、九一三	四三、八七二	一四、四八四	三、九五九	一八、四四三
鯉 鱈 鱈	四三、二八八	四〇、三〇五	四三、三三三	四、九八三	二、〇二七	二、九五九
鯉 鱈 鱈	一五、二〇六	一四、二一九	一五、五四〇	一、〇八七	一、四二二	三、三四
海 參	七〇、四八三	二二、二七五	一四、五五五	五八、三三六	二、二九八	五五、九三八
海 參	五七、九七七	一四、一七五	一七、〇〇七	四三、八四四	二、八三三	四、九三三
海 參	一三、三三七	一〇、四四九	一三、九三三	二、八六八	三、四四三	四、九三三
合 計	五四六、六〇〇	七二四、〇一九	七八八、二七六	一七、三六一	七四、二四九	三四一、六〇〇

改良普及の方法

縣下水産製造法の一般を通覽するに比較的幼稚の域を脱せず生産と元費を支出し而も製品は概して優良ならず是れ畢竟斯業に關する智識の不足に基因するもの多きが故に將來技術員をして各地を巡回せしめ講習講話並に實地の指導を爲さしめ且試験場其他に於ても相當の設備を爲し實行上の範を示し以て智能の啓發を圖り設備並に方法等の改善を期せむとす
 製品検査奨励 前記の如く改良方法に關する指導奨励に努むると雖も當業者は管に目前の利益に眩惑し粗造濫造を敢てする等容易に改善の目的を達し難き場合多きが故に之が實行を期する手段として製品の検査を行はしめ以て粗製を防止し改良を促し普及の迅速を圖らむとす
 販路擴張並販賣方法の改良 本縣從來の販賣方法は生産者に於て徒らに之を中間商人に一任するの傾あり爲めに中間者に利益を壟斷せらるゝこと多きが故に將來は製品の向上價格の昂進と共に販賣方法を考究し可成産業組合若くは地方同業者の申合規約等により共同販賣の方法を講し且販路の擴張を圖り以て生産者の利益を増大せしめむとす
 改良普及實行の割合 本計劃は十ヶ年を以て全部完成せしむるものなれども製品の種類により改良普及せしめ易きものは五ヶ年を以て完成を期せしめむとす

品目	在來法		改良法		差引(改良による利益)		備要
	數量	單價	數量	單價	數量	單價	
薪	三六、四七五	●〇四〇	一七、三〇〇	●〇四〇	一九、一七五	●〇四〇	舊法一萬尾に付十七東改良法は八東
人夫	六五、〇三	●五〇〇	三三、五二二	●五〇〇	三一、五一一	●五〇〇	舊法は一萬尾に付三人新法は一人半
小計							
搾粕	一、三四六	●六五	四九、四七三	●三八三	五〇、一八八	●〇八	在來法二割五歩留一此原料改良法二割六歩留一此原料一尾二十五匁とし三六七匁〇〇〇尾新法價額五歩増
魚油	一、八五五	●三・二五	四一、七〇六	●四八・一八	四三、五六一	●一・〇六	在來法一萬尾より約九升割新法生産一割増價格五分増
小計							
總計							

鰯節の改良

在來の鰯節は頭骨等を除去せる煮乾鰯に外ならざるが故に節製造の工程として最も必要なる燻乾作業を行はしめ且煮籠煮熟方法により破碎折損を防ぎ鰯節として相當の價值ある製品と爲し增收を圖ること次の如し

(十ヶ年完成)

在來法	改良法	製品數量		製品價額		價	備要
		數量	價	數量	價		
在來法	改良法	六九、九八一	●四六、三七三	五三、四〇〇	●七六・三	●六六・三	價格一割五歩増
差引(改良による利益)				七、〇二七	●一〇〇		

鹽鯖の改良

鹽鯖製法は用鹽の撰擇切截洗滌血拔鹽漬法等の改良を爲し品位を高め價格の向上を圖らむとするにあり

(五ヶ年完成)

在來法	改良法	數量		價		額	單	價	備要
		數量	價	數量	價				
在來法	改良法	一一、三五〇	●三九、九二二	四三、八七三	●三九・八	●三九・八		價格一割増	
差引(改良による利益)				三、九五九	●〇三・六				

鹽鰯製法の改良

用鹽の撰擇洗滌加鹽後の手入等製法に改良を加へ在來品よりも其形態色澤貯藏力及食味の向上を圖り增收せしむること左の如し

(五ヶ年完成)

在來法 計 改 引 差 引 利 改 良 に 依 る 法 益	改良 法 計	在來 法 計	改良 法 計	數	量	價	額	單	價	摘	要
				量	價	額	單	價	摘	要	
		マイワシ ヒシコ(セグロ)			一九、五二 九、九四五 二九、四五六 二九、四五六		三六、八九 三、四三 三二 四三、三三 三〇、七		●三〇九 ●三〇三 ●三二 ●三七 ●二六		
										價格五分増	

参考 鹽鯖鹽鯉等は其用鹽に對する鹽專賣法に依る交付金の下附を受け外國輸出支那南洋等を爲さば其利益多かるべし

鹽鱈の改良

切截洗滌血抜鹽漬法等の改良を爲し品位を高め價格の向上を圖らむとす其收益増加左の如し

(五ヶ年完成)

在來法 改 引 差 引 利 改 良 に 依 る 法 益	改良 法 計	在來 法 計	改良 法 計	數	量	價	額	單	價	摘	要
				量	價	額	單	價	摘	要	
					五〇、二〇 五〇、二〇 五〇、二〇		一四、一九 一五、五〇 一四、一一		●三六三 ●三三〇 ●二〇八		價格一割増

海參の改良

在來の本縣海參製造法は他地方に比し粗製品にして切截洗滌煮熟乾燥の方法を全然改良し良品を産し其の收益を増加せしむること次の如し

(五ヶ年完成)

在來法 改 引 差 引 利 改 良 に 依 る 法 益	改良 法 計	在來 法 計	改良 法 計	製品 の 數 量	價	額	單	價	摘	要
				數量	價	額	單	價	摘	要
				三、八九 三、八九 三、八九 減 一九五		二、二五七 一四、五五五 二、二九八		●三〇五 ●三〇三 ●三〇三 ●二八		數量五步減 價格二割五步増

鰯の改良

在來の鰯製造法は極めて拙劣にして品位良好ならず依て原料の切截乾燥荷造等の方法を改良し整形醃蒸の工程を嚴密に行はしめ以て製品を優良ならしめむとす其收益左の如し

(五ヶ年完成)

在來法 改 引 差 引 利 改 良 に 依 る 法 益	改良 法 計	在來 法 計	改良 法 計	數	量	價	額	單	價	摘	要
				量	價	額	單	價	摘	要	
					一〇、三三 一〇、三三 一〇、三三		一四、一七 一七、〇〇 二、八三		●一三三 ●一六六 ●二七三		一番鰯二番鰯を合算す 價格二割増

養乾鰻の改良

養乾鰻在來の製法は釜中に多量の原料を投入養熟し攪網を以て抄ひ上げ乾燥するが故に表皮の剝脱魚体の捻縮崩壊甚だしく品位を損するのみならず歩減り多きが故に養籠養熟の方法に改め尙乾燥法を改良し歩留の率を大にし且價格の向上を期するものとす其收益次の如し

(五ヶ年完成)

差引 (改良による 利益)	改良 法	在來		數	量	價	額	單	價	額	要
		ヒシコ(セグロ)	ウルクメ								
一、七二八	一八、八九三	計	一、七二八	一、七二八	一、七二八	一、七二八	一、七二八	一、七二八	一、七二八	一、七二八	數は在來品の一割増 價格二割増
		計	一、七二八	一、七二八	一、七二八	一、七二八	一、七二八	一、七二八	一、七二八	一、七二八	

三 養殖業

(一) 湖潟河川池沼稻田の利用

本縣は百五十餘里に亘る延長海岸線は合計三千九百餘町歩の五大湖潟を有し

而も其間大小幾多の河川の貫流するあり尙之に依て灌漑せらるべき廣漠たる稻田を有するを以て水産養殖上之が利用厚生之途多大なり然るに之等の地域を以て徒らに天然に委し未だ之が利用せられず遺利の放擲せらるゝもの頗る多く従て將來水産養殖事業の發展に竣つ處多大なりと云ふべし乃ち淡水界に對しては最近に於て極めて精密なる調査を遂けたるを以て此機會に於て養殖事業を企劃し十分淡水界の開發を期し然る後海水界に及ぼすを順序とし且斯業發展上利する處多かるべきを信ず今開發を試みむとする淡水界は大別して湖潟、溜池、稻田及河川の四種とす

湖潟の状況

本縣の湖潟は總て漁獲多く古來沿岸漁民を利すること多大なるは他に比類なき處にして左の現生産狀況に徴しても明かなり

五湖潟現生産狀況

種別	湖	河	北	邑	知	柴	山	今	江	木	場	計
面積	二、一七〇	六、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
周長	一八七、三六	一〇、九二六	一〇、九二六	一〇、九二六	一〇、九二六	一〇、九二六	一〇、九二六	一〇、九二六	一〇、九二六	一〇、九二六	一〇、九二六	一〇、九二六
總産額	八、二六八	一〇、九二六	一〇、九二六	一〇、九二六	一〇、九二六	一〇、九二六	一〇、九二六	一〇、九二六	一〇、九二六	一〇、九二六	一〇、九二六	一〇、九二六

種別	湖		河		北		邑		知		柴		山		今		江		木		計
	一町歩	産額	漁人	漁船	漁具	漁獲高	一町歩	産額	漁人	漁船	漁具	漁獲高	一町歩	産額	漁人	漁船	漁具	漁獲高	一町歩	産額	
河	八七、七四五	三六、〇六五	一、四二八	六六九	六、四一四	一、三三三	一、六五五	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六
北	一、四二八	六六九	六、四一四	一、三三三	一、六五五	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六
邑	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六
知	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六
柴	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六
山	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六
今	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六
江	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六
木	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六
場	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六
計	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六	二、二二六

右の如く本縣の湖潟は現今既に多大の生産を擧げつゝあるも尙之以上生産を増加し得べきか或は現今の生産は極点にして之を以て満足すべきものなるかを査究せむが爲め湖潟の重要魚族たる鯉鰻の天然餌料量の測定を試みたり

五湖潟水面一坪に於ける天然餌料量測定明細表

湖潟名	小蝦其他の類	ゴカイ其他の類	小貝其他の類	小魚其他の類	雑小魚其他の類	合計	一町歩の餌料量
河北	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	五〇〇	九〇〇
柴山	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	五〇〇	一、〇九八
今江	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	五〇〇	一、〇九八
木場	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	五〇〇	一、〇九八
平均	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	五〇〇	一、〇九八

備考 本表は低級に見積りたるものなれば年々鯉鰻の天然餌料として此量を攝取消費するとしても尙多くの残量ありて逐次繁殖し永久等量の餌料を示す

而して鯉鰻等に天然餌料四貫匁を攝取せしむるときは一貫匁の増肉を來たすものなるを以て右表の各湖潟天然餌料によりて得らるゝ鯉鰻の魚肉増量を表示せば次の如し

生産力に應じたる増肉量表

種別	湖		河		北		邑		知		柴		山		今		江		木		平均
	水面一町歩の天然餌料量	右餌料により生産し得る鯉鰻生産量合計	水面一町歩の天然餌料量	右餌料により生産し得る鯉鰻生産量合計	水面一町歩の天然餌料量	右餌料により生産し得る鯉鰻生産量合計	水面一町歩の天然餌料量	右餌料により生産し得る鯉鰻生産量合計	水面一町歩の天然餌料量	右餌料により生産し得る鯉鰻生産量合計	水面一町歩の天然餌料量	右餌料により生産し得る鯉鰻生産量合計	水面一町歩の天然餌料量	右餌料により生産し得る鯉鰻生産量合計	水面一町歩の天然餌料量	右餌料により生産し得る鯉鰻生産量合計	水面一町歩の天然餌料量	右餌料により生産し得る鯉鰻生産量合計	水面一町歩の天然餌料量	右餌料により生産し得る鯉鰻生産量合計	
河	九〇〇	三三三	九〇〇	三三三	九〇〇	三三三	九〇〇	三三三	九〇〇	三三三	九〇〇	三三三	九〇〇	三三三	九〇〇	三三三	九〇〇	三三三	九〇〇	三三三	九〇〇
北	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三
邑	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一
知	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三
柴	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一
山	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三
今	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一
江	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三
木	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一
場	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三	一一一	三三三
計	九〇〇	三三三	九〇〇	三三三	九〇〇	三三三	九〇〇	三三三	九〇〇	三三三	九〇〇	三三三	九〇〇	三三三	九〇〇	三三三	九〇〇	三三三	九〇〇	三三三	九〇〇

種別	湖	河	北	邑	知	柴	山	木	今	場	江	平	均
總生産量・價額			七九,四九五		七九,九五六		二四二,三五三			二五三,四八五			一,二八八,二六八

備考 如上飽和状態に放養するときは蝦鮓其他價額少なき雜魚類は餌料として攝取せらるゝ故に減少し其他鯉鰻以外の魚類は其産額を減す

但鯉の如く湖底の泥上等を食ふものは影響を蒙ることなし

斯の如く本縣湖潟は現今の産額を尙十數倍に爲し得るの能力あることを確證し得たるを以て今後各湖潟をして各右生産能力に對し飽和点に達せざる範圍に於て鯉鰻の生産額を向上せしめむと欲す

溜池及稻田の状況

溜池稻田利用養殖は未だ民間に普及せず僅かに石川能美兩郡一部に於て稀に實施する處あるも極めて不秩序にして經營法不完全なる爲めならむか成績見るべきものなし因て今後可及的是等水面を完全に利用し確固たる副業として益々農家の利益を増進せしめむとす而して其養殖に利用せらるべき見込面積左の如し

溜池 二百町歩
稻田 四百町歩

但現在溜池總反別は六百七十二町歩餘稻田總反別約五萬四千町歩あるも

出水時氾濫し又は旱魃時乾枯して水産上用を爲さざるもの多きを以て實際利用し得らるゝもの溜池を二百町歩とし稻田を四百町歩と見積りたるものなり

右両者は今後左記の方針によりて經營せむとす

溜池	稻田	養殖せむとする魚種	利用し得べき見込面積	一町歩の放養尾數	全面積に對する放養尾數	附記
二百町歩	四百町歩	鯉鰻	六百七十二町歩	一、五〇〇尾	一〇〇,〇〇〇尾	五年目毎に一回放流す
				二、五〇〇尾	一〇〇,〇〇〇尾	毎年放養

但稻田養鯉は第二年兒迄にして其以後は溜池其他人工池等に放養すること

河川の状況

左記の方針により經營す

養殖せむとする類	利用し得べき河川里程	流域一里に對する放流尾數	全面積に對する放流尾數	第四年以後生産額
鰻	一四里	一〇八尾	三〇尾	一、八六四圓

但右鰻苗放流豫定河川及里程左の如し

大聖寺川 十三里
動橋川 十二里

梯川	十四里
手取川	二十二里
犀川	十四里
後野川	九里
森下川	七里十町
大海川	五里十町
子浦川	五里十九町
米町川	五里
富來川	五里十八町
二宮川	五里
八箇川	六里十八町
河原田川	六里
町野川	九里
山田川	五里十八町
合計	百四十四里二十一町

但右表の流通里程は幹川のみを示す
 山田川 開發方法

前項淡水界開發方針に基き養殖せむとする魚種は其の緩急を計り先づ鰻鯉の二種より初め逐次鮭鱒鮎に及ぼさむとす之が開發方法としては水産組合漁業組合又は地方青年團等をして之が實行を圖らしめむとす茲に便宜上鰻鯉の二種に付其魚苗を得る方法及分配放流尾數の概要を掲記すること左の如し

(イ) 鰻鯉
 開發に要する魚苗尾數は一年四拾萬尾とし十ヶ年間次表の如く潟及溜池稻田に割當放流せしむるものとす

場所	年										
	第一次	第二次	第三次	第四次	第五次	第六年	第七年	第八年	第九年	第十年	計
溜池	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,000,000
河北	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,000,000
邑知	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,000,000
柴山	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,000,000
今山	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,000,000
木場	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,000,000
稻田	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,000,000
合計	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	10,000,000

之に要する鯉苗は縣内若くは縣外滋賀縣下等の民間にて採卵孵化をなしたる成長迅速にして形態整正なる優良種の身長一寸前後のものを水産試験場の幹旋の

下に購入配付せしむるものとす
 (ロ) 鰻
 開發に要する魚苗は年々八百四十貫(一尾一匁平均)

放養場所	數量	備	考
河北	三百貫	天然餌料と水質底質等を參照して按配す	
邑知	百五十貫		
柴山	百二十貫		
今江	二百四十貫		
木場	三百四十貫		
河川	八百四十貫	同	
計	八百四十貫	同	

本鰻苗も水産試験場幹旋の下に生産地三重愛知兩縣下より購入せしむるものとす

(イ) 生産高

(鰻兒鰻苗放流による生産額累年遞加表參照)

年次	鰻による生産高	鰻による生産高	生産高合計
第一	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
第二	四、〇〇〇円	三、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
計	四、〇〇〇円	三、〇〇〇円	一六、〇〇〇円

年次	鰻による生産高	鰻による生産高	生産高合計
第三	三九、〇〇〇	三九、〇六〇	一五三、〇六〇
第四	六四、〇〇〇	八九、四六〇	一五三、〇六〇
第五	六四、〇〇〇	八九、四六〇	一五三、〇六〇
第六	六四、〇〇〇	八九、四六〇	一五三、〇六〇
第七	六四、〇〇〇	八九、四六〇	一五三、〇六〇
第八	六四、〇〇〇	八九、四六〇	一五三、〇六〇
第九	六四、〇〇〇	八九、四六〇	一五三、〇六〇
第十	六四、〇〇〇	八九、四六〇	一五三、〇六〇
計	四八、〇〇〇	六七、八八〇	一、一六、八八〇

(ロ) 利益調

収入の部

一金百五拾萬八千八百八拾圓

本計畫實施に由る十ヶ年間の生産高

内 譯

金四拾八萬壹千圓

鰻兒放流に由る十ヶ年間の生産高

金六拾七萬七千八百八拾圓

鰻苗放流に由る十ヶ年間の生産高

支出の部

一金壹萬五千參百四拾圓

本計畫實施後十ヶ年間の總支出額

差引利益金

一金百拾四萬參千五百四拾圓

鰻に依る十ヶ年間の總利益金

鯉に就ては本計畫實施後の四年目より以降は年々六萬四千圓の生産あり大正五年度の生産額八千五百拾六圓に比すれば八倍弱の増收となる鰻に付ては本計畫實施後の四年目より以降は年々八萬九千四百六拾圓の生産ありて之を大正五年度の生産額貳萬九千四百九拾五圓に比すれば三倍強の増收を得らるゝなり

自明治三十九年 鯉鰻漁獲高増減
至大正五年

年次	鯉		鰻	
	漁獲高	増減	漁獲高	増減
明治三十九年	五,000		三,000	
同四十年	一,120		三,700	
同四十一年	五,233		一三,100	
同四十二年	七,819	二,586	一三,606	三,700
同四十三年	八,310	四,491	一六,832	三,226
同四十四年	九,544	一,234	一六,636	四,334
大正元年	九,338	一,134	二四,688	九,807
同二年	一〇,585	一,247	三一,452	六,764
同三年	一〇,835	二,250	二五,737	三,285
同四年	八,230	二,595	二九,553	二六,690
同五年	八,056	一九四	二九,495	二六,690
計	八四,319	三,056	一六,406	一,860
増減		六割一分一厘二毛		十二割六分六厘二毛

鯉兒放流に依る鯉生産高累年遞加表

年度	放流年度									
	第一年	第二年	第三年	第四年	第五年	第六年	第七年	第八年	第九年	第十年
第一年	100,000									
第二年	100,000	100,000								
第三年	100,000	100,000	100,000							
第四年	100,000	100,000	100,000	100,000						
第五年	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000					
第六年	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000				
第七年	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000			
第八年	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000		
第九年	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
第十年	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
計	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

放流後の年次	備考		放流尾数に對する漁獲割合
	体	成	
第 二 年	五〇	二・〇	二・〇
第 三 年	二五〇	九〇	二・五
第 四 年	三五〇	一二〇	二・五

但運搬中及放流後の歩減は二割九歩とし一貫目の鯉の販賣價格を金壹圓と見積り而して親魚として第六年以後迄残り天然産卵を爲すものを一步即四千尾として計算するものなり

鰻苗放流に由る鰻生産高累年遞加表

漁獲年次	備考		計
	体	成	
第 一 年	一六、八〇〇	一、〇〇〇	一七、八〇〇
第 二 年	二六、四〇〇	一、〇〇〇	二七、四〇〇
第 三 年	三六、〇〇〇	一、〇〇〇	三七、〇〇〇
第 四 年	四五、六〇〇	一、〇〇〇	四六、六〇〇
第 五 年	五五、二〇〇	一、〇〇〇	五六、二〇〇
第 六 年	六四、八〇〇	一、〇〇〇	六五、八〇〇
第 七 年	七四、四〇〇	一、〇〇〇	七五、四〇〇
第 八 年	八四、〇〇〇	一、〇〇〇	八五、〇〇〇
第 九 年	九三、六〇〇	一、〇〇〇	九四、六〇〇
第 十 年	一〇三、二〇〇	一、〇〇〇	一〇四、二〇〇
計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

備考	備考		計
	体	成	
第 五 年	一六、八〇〇	一、〇〇〇	一七、八〇〇
第 六 年	二六、四〇〇	一、〇〇〇	二七、四〇〇
第 七 年	三六、〇〇〇	一、〇〇〇	三七、〇〇〇
第 八 年	四五、六〇〇	一、〇〇〇	四六、六〇〇
第 九 年	五五、二〇〇	一、〇〇〇	五六、二〇〇
第 十 年	六四、八〇〇	一、〇〇〇	六五、八〇〇
計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

放流後の年次	備考		放流尾数との漁獲割合
	体	成	
第 二 年	二五	一・〇	二
第 三 年	三五	一・三	三
第 四 年	五〇	一・五	四

但放流後の歩減は一割とし價格は一貫日に付參照とす

四 漁村の副業

漁村副業の將來

漁業は比較的強壯者にあらざれば能くし難きものあると共に一朝不漁に際せむか其収入の減少を來し直接漁民生活上多大なる變動を及ぼすが如きは大に憂ふべきことなるにより之を補ふべき副業的収益なかるべからず之を全國の實例に見るに副業振興の地は經濟裕かなるも然らざるものは概して經濟状態困難なるが如し故に副業の振否は漁村經濟に至大の關係を有せり而して漁業なるものは他の産業に比し季節或は天候の如何に制せられ作業をして不可能ならしめ休業の止むなき場合多からしむるにより勞力の餘剰を生じ易きを以て是等壯丁及直接漁業に干與せざる老幼婦女の爲めに適當なる副業を授け生産的方面に誘導し漁村經濟をして順調ならしめ漁民の生活状態を向上せしむるは當面の急なるを信するにより本縣各漁村浦の現状に鑑み尙未發の有利なる副業の種類を具体的に撰定するは自ら抽象的に陥るの嫌あるにより漸次調査の上決定す可きも從來爲し來りつゝある副業は之を助成し且各漁村の状況により其普及を圖り益々有効ならしめむとす今左に從來行はれつゝある本縣漁家副業の種類を列舉し参考とせむ

郡別に依る副業の種類

種別	江沼郡	能美郡	石川郡	河北郡	羽咋郡	鹿島郡	鳳至郡	珠洲郡
農藝		栽種 桑作	栽種 桑作	栽種 桑作	栽種 桑作	栽種 桑作	栽種 桑作	栽種 桑作
手工藝	編織 物織	綿織物	漁業用 網工	素網 製造	麻製 網工	蓆製 製造	蓆製 製造	蓆製 製造
雜業	出北 海道 稼		日 雇	日 運 送 雇	日 雇	日 薪 炭 材 伐 送 雇	日 運 送 雇	

獎勵の方法 漁家副業の不振は種々あるべしと雖も要するに生産要素に缺くか其熱心なきか或は指導者たる適當の人物なきかの三に基因するならむ故に副業獎勵方法として多々あるべきも根本方策としては先づ漁業組合の改善發達を促進し之が中堅たらしめ大正四年度農商務省に於て地方水産主任及水産試験場長協議會に於て協定したる(一)原料の供給容易にして價格低廉なるものたること(二)販路の確實なること(三)作業の簡單容易なること等以上三項の一般方針により副業の振興に努力せしむる様獎勵するは適當なりと信す
未發副業種類 從來より行はれつゝある副業以外にして適當なりと信する種類に就き記述すれば次の如し

一 水産加工其他

- 一 粗製海藻灰製造を奨励すること
- 一 粗製介扣鈕製造を奨励すること

一 農 藝

- 一 養鶏事業を奨励すること
- 一 蒺柿の栽培を奨励すること
- 一 桐木栽培を奨励すること
- 一 麻栽培を奨励すること
- 一 落花生栽培を奨励すること

一 手 工 藝

- 一 釣鈎製造を奨励すること

副業奨励實行

- (一) 漁業組合に對し供給しつゝある低利資金は共同販賣事業其他の重要な事業に對し貸付するの外特に副業の經營を指導奨励する組合に對しても供給すること
- (二) 右の資金は左の方法により利用すること
 - (イ) 原料を購入するものに付ては可成共同購入の上粗品を以て交付するの方

法を採ること

- (ロ) 製造に要する器具器械にして各自の購入を困難なりとするものは可成組合に於て設備し組合員に有料又は無料にて利用せしむること
- (ハ) 副業の製産物は可成組合に於て共同販賣方法を講ずると共に其代金の一部を前貸すること
- (ニ) 組合に於て引受けたる賃仕事に付ては注文主に於て前貸を行はざる場合に限り組合に於て融通すること

五 漁業組合

漁業組合普及の現状

本縣に於ける現在漁業組合數は百七十にして其多くは明治三十五年漁業組合規則施行の當時各部落は専用漁業權の取得を以て唯一の目的となし組合を濫設せし結果現在組合以外に更に更に新設を必要とするもの二三あるのみにして漁業に密接の關係ある部落は殆むぎ組合の地區内にあり其郡市別組合數及組合員數を擧ぐれば左の如し

郡市別	組合数	組合員数	漁業組合聯合會数	同員数	摘要
江沼郡	一四	五九			
能美郡	一七	七五			
石川郡	九	三三			
河北郡	一九	一、七六			
羽咋郡	三五	一、二五			
鹿島郡	三	一、六三			
鹿至郡	二九	一、三三			
球洲郡	二六	一、三九			
計	一七〇	九、〇七	三	三	

前表の如く其設立に於ては既に普及すると雖も十餘の組合を除く外は唯専用權を取得するに止り組合として何等爲すべき事業を施行し居らざるの狀態なり

漁業組合改善の状況

漁村の改良は水産業の發展上至大の關係を有するものにして其施設する事項にして或は廣汎粗放に過ぐるか又は改良の目的確立せず漫然漁業權の取得を以て能事終はれりとなすことあらむか當に其効果を收め難きのみならず動もすれば漁民の紛擾を惹起し村内の秩序を亂す等却つて種々の弊害を醸成することなきにあらざ依て縣は大正元年に於て漁村改良施設事項に關し大体左記の標準を示

し各部長及町村長に依命通牒し各漁業組合に於て克く土地の事情を考査し其施設經營の多岐に渉るの弊を戒め可成實行し易き適切な事項を撰み共同一致之が遂行を期し以て漁村をして堅實なる發達を遂げしむることに努めたり

漁村改良施設事項に關する標準

- 一 漁民の啓發及子弟の訓育
 - (イ) 道義上及水産上の講演會を開催すること
 - (ロ) 水産講習會を定期に開催すること但講習は可成理論に趨らす漁村に於て實行し得べき事項を選定すること
 - (ハ) 漁業競技會を開催すること
 - (ニ) 祭日に漁船競技會を開催し勇敢の氣象を養成すると共に一面漁船の改良に資すること
 - (ホ) 善行者及模範漁夫を表彰する方法を立つること
 - (ハ) 水産業の研究に資する爲め漁業組合内に水産圖書室を設くること
 - (ト) 其他必要の事項
- 二 漁村の風俗矯正
 - (イ) 青年會又は矯風會を設け漁民子弟の淫酒放逸驕奢賭博等各種の弊害を矯正すること

- (ロ) 指導的の娛樂機關を設くること
 - (ハ) 漁獲物中より「シンカイ」と稱する漁獲物窃取の弊風を改むべく適當の方法を立つること
 - (ニ) 漁家に恰好なる副業を奨め以て漁業の餘暇を有効に利用せしむること
 - (ホ) 漁苔和布磯草海鼠採介等の如き漁業は其濫獲を戒め成熟期を圖り口明期を定め出物式を行ひ同時日より一齊に就業せしむること
 - (ヘ) 漁業日誌を作製し其平均年表により漁業の豊凶魚族集散の時期を豫期し年中行事を確定すること
 - (ト) 漁業取締上の違反行爲なからしむる爲め漁業法令の研究を爲さしむる方法を立つること
 - (チ) 其他必要の事項
- 三 漁村の維持及經濟の涵養
- (イ) 魚揚場を設け漁獲物の共同販賣を施行し其手数料を蓄積して漁村の維持費(漁業税浦祭費教育衛生費浦道修繕費海産漁網乾場の増設費波止場船上場の修繕費遭難救助費備荒貯蓄漁業組合費の類)及共同施設事業費に充用すること
 - (ロ) 漁業組合の經營上潜水器械を使用して鮑海鼠磯草貽介等を採捕するの特許

- (一) を受けたるときは其収入を以て事業資金に充用すること但本項の場合に於ては隔年漁獲及輪採法を設くるを要す
 - (ハ) 組合に於て其地先水面に定置特別區劃等の漁業權を得たるときは可及的之を組合員に貸付け其賃貸料を蓄積して資金を作ること
 - (ニ) 組合に於て鮮魚冷蔵庫を設け當業者の漁獲物を預り之か冷蔵倉敷料を徴收して資金を作ること但漁船に積載すべき冷蔵函は無料を以て貸付すべき便法を執ること
 - (ホ) 貯雪場を設け鮮魚運搬用の水雪を當業者に供給し利益は之を資金となすこと
 - (ヘ) 冷蔵運搬船を以て組合員の漁獲物を運搬し又は餌料運搬船を以て釣餌料を供給し若くは活洲活籠を以て活餌を活養供給し純益は之を積立て資金となすこと
 - (ト) 魚苗養成場を設け魚苗を配布して純益は之を積立て資金となすこと
 - (チ) 其他必要の事項
- 漁村經濟の涵養
- (子) 共同貯蓄
 - (イ) 漁業組合は祭日若くは休日を利用して組合員に共同漁獲共同採藻共同採

- (イ) 介等を實行せしめ以て共同貯蓄を爲すこと
 - (ロ) 和布海苔磯草海鼠採獲等の口明出物式の當日に限り其共同漁獲物の収入を以て共同貯蓄と爲すこと
 - (ハ) 祭日若くは休日の際し大漁業家の所有に係る漁船漁具を借受け之を組合員か又は青年會員に使用せしめ其漁獲物の収入を以て共同貯蓄となすこと
 - (ニ) 其他必要の事項
 - (丑) 個人貯蓄
 - (イ) 漁獲物賣上高の幾分を取纏め之が利殖を圖り以て個人貯蓄獎勵の方法を樹つること
 - (ロ) 魚揚場に於ける漁獲物共同販賣手數料中其幾分を割き漁業者歩戻金と稱して漁業者各自の貯金たらしむる方法を設くること
- 四 共同販賣及共同購買
- (イ) 漁獲物及水産製品の共同販賣を實施すること
 - (ロ) 漁業用具の材料及水産製造用の副原料其他必要なる物品共同購買を爲すこと
 - (ハ) 其他必要なる事項

五 共同施設に必要な營造物の設置

- (イ) 漁港船揚場波止場船圍場等の新設又は修理を爲し漁業上の便益を圖ること
- (ロ) 漁網乾場海産物乾場製造場等の新設又は修理を爲し當業者の便益を圖ること
- (ハ) 餌料の活洲活籠等を設備し釣業者に活餌を供給すること
- (ニ) 冷蔵庫貯雪場冷蔵函等の設備を爲して豊漁の際鮮魚の需給を按排し相當の價格を維持せしむること
- (ホ) 漁獲物冷蔵運搬船及活餌運搬船等の運用に付ては確實なる組織方法を立つること
- (ヘ) 其他必要の事項

六 漁業資金の融通

- (イ) 共同施設に必要な營造物設備品の如き固定的資本は漁獲物共同販賣手數料より蓄積したる資金又は漁業權貸付料等より融通すること
- (ロ) 組合員に對し流通的漁業資金の供給を爲すには共同販賣手數料及漁業權貸付料の内より融通するを妨げずと雖も可成は其他の組合資金又は共同貯蓄金を以て之に充つべし其際は漁業者の信用程度漁業の確否等に注意するは勿論融通資金の回收に關し適確なる方法を採ること

(ハ) 漁業資金融通に付ては組合監督の下に船頼母子講網頼母子講漁懸講の如き漁業者間に相互融通の方法を設けしむるも敢て不可ならず

七 漁場の整理

- (イ) 漁業組合の地先水面専用漁場内は勿論其沖合三海里以内に於ける水深底質暗礁の形状廣袤潮流の方向緩激介藻類の分布區域及魚族の去來集散すべき魚道等を調査實測して漁業用の海圖を作成すること
 - (ロ) 海勢と魚道との關係上定置漁場特別漁場及區劃漁場等の分合を爲し以て漁利の増進を圖ること
 - (ハ) 網漁場に於ける障害物を除去して漁場の生産力を増加すること
 - (ニ) 魚介藻蕃殖場内の有害物を除去して之が蕃殖を保護すること
 - (ホ) 人工漁礁を築設して魚類を厩集せしめ以て漁獲物の増加を圖ること
 - (ヘ) 新漁場を採見すること
 - (ト) 其他の必要の事項
- 八 魚付林の保護
- (イ) 組合の資金を以て魚付林を設置すること
 - (ロ) 海岸の魚付林にして買収すること能はざる場合は所有主に交渉して報償契約を爲し之を永遠に保護すること

(ハ) 其他防風林土砂扞止林目標林の如きも亦前二項に準すること

九 暴風警報の利用

- (イ) 暴風の襲來を前知せしむる爲め電信の便ある地方は組合費を以て暴風警報を受け港濱の要所に警報信號標を設置すること但し電信の便なき個所は遞傳法等便宜の方法を執ること
- (ロ) 組合に「パラメーター」を備へ付け警報の低氣壓示度と對照して暴風襲來の強弱遲速等の判断に便ならしむること
- (ハ) 沖合へ出漁すべき漁船には空盒晴雨計を携行せしむること
- (ニ) 沖合の出漁船に對しては暴風襲來の警報に接するとき周知の方法として海岸高丘に烽火を掲げしむること
- (ホ) 夜間暴風の際には漁船の入港を安全ならしむる爲め港濱の要所に篝火若は瓦斯燈火を熾盛ならしむること
- (ベ) 暴風避難法を周知せしむる爲め通俗的講習會を開催せしむること
- (ト) 其他必要の事項

十 遭難救助及遭難救済

(イ) 沖合の出漁船にして途中遭難漁船を發見したるとき之を救助すべき方法を立てつること但救助を受けたる漁船は當日の漁獲高の半額を救助者に贈與せ

- (ロ) 遭難船を救助したる者に對しては組合より相當の賞與金又は感謝狀を贈るしむること
- (ハ) 遭難により漁船漁具を流失し若くは毀損したる者に對しては其被害の程度により新調費又は修繕費を補助すること
- (ニ) 遭難により負傷し又は疾病に罹り若くは死亡したるときは醫療費又は葬祭費を補助し又は遺族へ扶助料を給與すること
- (ホ) 漁業者をして可成水産に關する救濟會に加入せしむること
- (ヘ) 其他必要な事項
- 十一 漁村衛生との設備
 - (イ) 公衆衛生上魚揚場の構造を完備せしむること
 - (ロ) 水産物處理場の設備を改良して衛生と廢棄物の處理に注意せしむると共に其廢棄物利用の方法を立つること
- (ハ) 傳染病流行の場合は漁獲物の處理運搬に特別の方法を設けること
- (ニ) 其他必要な事項
- 十二 水産統計實行法
 - (イ) 漁業製造業販賣業より成立せる水産統計調査委員會を組織すること

(ロ) 其他必要の事項

十三 漁村の利源調査

(イ) 組合中より適當の人物を選抜し利源調査委員會を組織すること

(ロ) 適當の専門技術者を招聘して利源調査方を囑託すること

(ハ) 其他必要な事項

以上漁村改良施設事項の標準を指示し其地方に適應せる種類に付獎勵を爲すと雖も往々資金の供給充分ならざるを以て之れが充實を計らむ爲め先づ低利資金借入の獎勵を必要とせり現に貸付を受け事業を實行せる漁業組合は左記の如く其成績概して良好なり

低利資金供給漁業組合

年 度	低利資金 借入額	事 業	大正元年 度済選額	大正二年 度同上	大正三年 度同上	大正四年 度同上	大正五年 度同上	所 在	組 合 名
明治四十四年度	一、五〇四	防波堤建設	二六、八〇〇	二六、八〇〇	二六、八〇〇	二六、八〇〇	二六、八〇〇	羽咋郡一ノ宮村	瀧漁業組合
同	一、五〇〇	魚揚場設置	一六、〇〇〇	二六、八〇〇	二六、八〇〇	二六、八〇〇	二六、八〇〇	珠洲郡小木村	小木漁業組合
同	一、五〇〇	改良艦刺網	一六、〇〇〇	二六、八〇〇	二六、八〇〇	二六、八〇〇	二六、八〇〇	同西海村字菱ヶ浦	蓬坂漁業組合
大正元年度	六〇〇	新調漁船	四七、九三〇	九五、八六一	九五、八六一	九五、八六一	九五、八六一	同西海村字菱ヶ浦	蓬坂漁業組合
同	七〇〇	同	五五、九一〇	一〇九、六〇〇	一〇九、六〇〇	一〇九、六〇〇	一〇九、六〇〇	同西海村字菱ヶ浦	蓬坂漁業組合
同	六〇〇	海底障害物除去	八五、三三〇	一四三、七八〇	一四三、七八〇	一四三、七八〇	一四三、七八〇	同西海村字菱ヶ浦	蓬坂漁業組合

年 度	低利資金 借入額	事業	大正元年 度済選額	大正二年 度同上	大正三年 度同上	大正四年 度同上	大正五年 度同上	所 在	組 合 名
大正二年度	九〇〇	海底障害物 除去 漁船漁具新 調費		九五・三〇〇	一四三・七八〇	一四三・七八〇	一四三・七八〇	能美郡牧村字 安宅新	安宅新漁業組合
同	一、〇〇〇	魚揚場設置		一七〇・三七〇	三〇三・五四〇	三〇三・五四〇	三〇三・五四〇	江沼郡黒崎村 字片野	片野漁業組合
同	一、〇〇〇	同		九一・一〇〇	一五九・六六〇	一五九・七六〇	一五九・七六〇	珠洲郡木郎村 字松波	松浦漁業組合
大正三年度	一、五〇〇	共同倉庫			一三三・六四〇	二二九・六四〇	二二九・六四〇	鹿島郡東島村 字目	飯目漁業組合
同	一、五〇〇	魚揚場設置			二二九・一四〇	二二九・一四〇	二二九・一四〇	鹿島郡輪島町 字海士町	海士町漁業組合
大正四年度	一、五〇〇	同			二八・二〇〇	二八・二〇〇	二八・二〇〇	同 郡黒島村	黒島漁業組合
同	二、五〇〇	同			二二・二四〇	二二・二四〇	二二・二四〇	江沼郡黒崎村 字田尻	小鹽漁業組合
同	二、〇〇〇	同			一六五・四二〇	一六五・四二〇	一六五・四二〇	同 郡鹽屋村	鹽屋漁業組合
大正五年度	一、五〇〇	石油發動付 漁船新造						鹿島郡東島村 同郡同村字磯	小野濱漁業組合
同	二、五〇〇	同						同郡同村字磯	飯目漁業組合
同	二、〇〇〇	同						珠洲郡小木村 字小木	小木漁業組合
計	三、〇〇〇			三、四〇〇・〇〇〇	一、八七三・三〇〇	一、八七三・三〇〇	一、八七三・三〇〇		

漁村の改良に必要な共同施設事業中組合員漁獲物の共同販賣を實行し其魚價の向上を促し又之が賣買手数料を蓄積して漁村改良の資源に充用するは最も緊要の要務なりと認め大正元年十二月縣令を以て該規則を發布し以て之が指導獎勵に努めつゝありしが現に魚揚場を開設せし漁業組合は左の如し

魚揚場開設漁業組合

開設年度	大正元年 度販賣手 数	同二年度 同上	同三年度 同上	同四年度 同上	同五年度 同上	組 合 名	備 考
大正元年度	二、四〇八・八三二	二、二八二・八二八	二、〇六五・八三三	一、七二〇・四四四	一、九〇〇・二〇六	珠洲郡小木村 小木漁業組合	
同二年度		二、九二六・六五〇	三、七七八・八四〇	二、〇〇・四〇〇	三、二七五・三〇〇	同 郡木郎村 松浦漁業組合	
同三年度				一、四六六・八七〇	二、七七八・〇〇〇	能美郡牧村 安宅漁業組合	不漁打續き開場するに至らず
同				二、四四四・五〇八	二、四七〇・八八八	鹿島郡東島村 飯目漁業組合	
同						江沼郡鹽屋村 鹽屋漁業組合	
同四年度					一〇〇・〇〇〇	鹿島郡黒島村 黒島漁業組合	設置日残も成績良好ならず一〇〇圓は漁獲販賣五〇圓は同製造
同					二、八二九・七七七	江沼郡黒崎村 小鹽田尻漁業組合	
同					九二七・八〇三	鹿島郡東島村 小野濱漁業組合	
同五年度					五、八八三・二九二	同 郡同村字磯 小野濱漁業組合	
計	二、四〇八・八三二	二、五七五・四八八	三、五五五・四八九	五、八八三・二九二	二、四三三・六六六	八	

漁業組合の改善

従來設置に係る組合中有名無實の組合は之を整理するの要あり即其存立の目的を達し難きものは解散せしめ又存立の要あるものは存立の目的を達せしむる爲め之を指導激勵して成績を挙げしめざるべからず既に其施設標準に對しては之

を指示せるを以て着々實行を奏しつゝありと雖も其改善上適切なりと認むるものを選び左の要点により之が改善を圖らむとす

漁業組合の享有する漁業権の利用に關する件

漁業組合に對し地先又は慣行水面専用漁業其他の漁業権を附與する所以の越旨は漁村の基礎を培養せしめ益々之を鞏固ならしむるにあるや言を俟たずと雖も若し之が利用の途其當を得ざるに於ては管に如上の目的を達するに由なきのみならず爲に往々漁村の荒廢を誘致するの虞なしとせず因て左の方法に依り之を奨励せむとす

水面専用漁業権の利用方法に付考究を要するもの多々あるべきも就中該漁業種類中介類海鼠海藻の如き定着的のもの又は移動範圍の狭小なるものにては之が蕃殖を保護するにあらずむば漁利を永遠に保持し其増進を期することを得ず故に關係漁業組合を指導して少くも左の事項を實施せしむるの必要ありと認む

○介類漁業

(イ)産卵期の保護

(ロ)稚介の保護

(ハ)輪採法

(ニ)漁具漁法の制限

(ホ)種介の移植

(ヘ)投石法(鮑)

○海鼠漁業

(イ)産卵期の保護

(ロ)稚小海鼠の保護

(ハ)輪採法

(ニ)投石法(海鼠)

○海藻類

(イ)輪採法

(ロ)採取期の制限

(ハ)漁具漁法の制限

(ニ)投石又は磯掃除法

漁業權行使に關する件

免許漁業權定置特別區劃は可成組合員をして團體を設立せしめ之をして利用せしむるものとし漁業上の利害を組合員をして直接に分擔せしむるの方法を講ずること

漁業組合事業施設に關する件

漁業組合の施設事業たるや種々ありと雖も漁村の實況に應し適切なる事項を先にせざるを得ず因て之が實施に當りては左の事業に向つて専ら奨励を爲さむとす

(イ)漁獲物及漁獲製品の共同販賣に關すること

(ロ)餌料其他漁撈及製造に要する原料又は物品の共同販賣に關すること

(ハ)漁業資本の供給に關すること

(ニ)漁船の改良に關すること

漁業組合事務整理に關する件

從來の漁業組合事務取扱方を調査するに更に其帳簿の様式具備せざるのみなら

す取扱上不整理なるを以て今回制定したる漁業組合取扱規程同監督規定同處務規定同備付帳簿様式に依り常に監督を怠らす之が整理を爲し組合の刷新を圖らむとす

以上の事務を遂行せしめむとするには組合員の發奮と共に活動を促し共同施設の効果に依り漁村の元氣を振興せざる可からず然るに現時に於ては組合の主たる理事者にして眞に組合を思ひ漁村將來の爲に之を憂へて活動するも少なく組合員亦共同施設の趣味を知らざる状態なり故を以て漁業組合振興の策としては組合員に對し時代の大勢を察して共同の必要を自覺せしめ理事其人を得て漁村の先覺者として任務を自覺せしむるの要ありと認む

六 水産組合

水産組合は水産業の改善發達水産動植物の蕃殖保護其他水産業に關し共同利益を計る爲め加入を強制し得べき水産業者の組織する社団法人にして其活動範圍としては(一)試験若くは調査機關となり(二)斯業の弊害を矯正し又は製品検査機關となり(三)漁業組合若くは水産組合に關係ある産業組合等の指導機關となり或は斯業の改善に資すべき意見の發表機關となる等之が活動の如何は水産業の發展に至大の影響あるや論なし本縣に於ても其必要を認め明治三十六年又は其以

後に於て各郡に水産組合を設置し又其聯合會を設立し之が發展を圖りしを以て縣は之が活動を促す爲め明治三十九年度より聯合會の事業に對し縣費を補助せるが其事業中縣下に於ける海參の検査を聯合會に於て執行せる結果年一年と其弊價を昂上するの狀勢を呈しつゝあるは最も適切なる事業と云ふべし然りと雖も一般當業者間に於ても水産組合の性質を知悉せざるもの多く隨て組合經營維持の念に乏しく甚しきに至りては組合の存立を欲せざるものを生ずるに至り勢ひ水産業の改良發達は頗る遅々として振はざるの現状なるを遺憾とす今縣下に於ける水産組合普及の狀況及其執行すべき事業の綱目並水産組合聯合會事業に對し補助せるものを掲ぐれば左の如し

水産組合普及の狀況

設立年度	組 合 名	地 區
明治三十六年度	江 沼 水 産 組 合	江沼郡一團、能美郡末佐美、同松崎、同御幸村字串、同村字松
同 三十八年度	能 美 郡 水 産 組 合	能美郡一團
同 三十六年度	石 川 郡 水 産 組 合	石川郡一團(河川鴻を除く)
同 三十八年度	河 北 郡 水 産 組 合	河北郡一團、石川郡鴻津村字四蚊爪、同郡五郎島、同北間、同粟ヶ崎、大野
同 三十六年度	羽 咋 郡 水 産 組 合	羽咋郡一團

設立年度	組合名	地	區
明治三十八年度	鹿島郡水産組合	鹿島郡一圓	
同三十八年度	鳳至郡水産組合	鳳至郡一圓	
同三十九年度	珠洲郡水産組合	珠洲郡一圓	
同三十九年度	石川縣水産組合聯合會	石川縣一圓	
計			九

水産組合事業の項目

- (イ) 漁撈及製造の調査指導に關する事項
- (ロ) 製品の検査に關する事項
- (ハ) 水産動物蕃殖保護に關する事項
- (ニ) 販路の調査に關する事項
- (ホ) 紛議調停に關する事項
- (ヘ) 共進會及品評會の開設に關する事項
- (ト) 博覽會共進會及品評會の出品に關する事項

補助年度	補助金額	指	定	事	業
------	------	---	---	---	---

水産組合聯合會事業補助

明治三十九年度	二、五〇〇	(一)漁具の改良(二)漁獲物販路調査(三)鯉兒及鯉兒の放流(四)製造業の改良
同四十年	一、九〇〇	(一)漁具漁船の改良(二)水産物の製造改良(三)漁獲物販路調査(四)鯉兒放流(五)第二回關西九州府縣聯合水産共進會出品及視察員派遣
同四十一年	三〇〇	(一)漁具漁船の改良(二)水産物の製造漁獲物販路調査(三)鯉、鯉兒放流
同四十二年	八〇〇	(一)漁具漁船の改良(二)水産物の製造(三)漁獲物販路調査(四)鯉、鯉兒放流
同四十三年	八〇〇	(一)漁具漁船の改良(二)水産物の製造改良(三)漁獲物販路調査(四)淡海兩水魚族の養殖
同四十四年	一、〇〇〇	(一)漁具漁船の改良(二)水産物の製造改良(三)漁獲物販路調査(四)淡海兩水魚族の養殖
大正元年度	一、〇〇〇	(一)漁船改良(二)共進會費(三)販路擴張調査費
同二年度	一、〇〇〇	(一)漁船改良(二)技術員設置費(三)販路調査費
同三年度	一、〇〇〇	(一)技術員給(二)水産談話會費(三)報告費(四)販路調査視察費(五)製品検査費(六)漁業組合奨励費
同四年度	五〇〇	上
同五年度	五〇〇	上
計	一、三〇〇	

水産組合の改善

水産組合及水産組合聯合會の活動範圍は頗る廣くして漠然たるが如き觀なきにあらずと雖も苟も組合の組織する以上は雖然たる目的の下に存置せずして一定の目的の下に秩序的活動發展を要するに從來の實際に付て見るときは各組合共主力を注ぐに適切なる業務の撰擇を誤り漠然業務を執行するの傾きなきにあ

らず是れ組合事業不振の一大原因なりとす因て其土地の状況及之を組織する組合員の利害關係上より打算して地方事業に適したる業務を選び共同均霑の利益を圖り試験調査等に就ては區域内に統一的に之を行ひ以て水産物の聲價を高め組合員をして圓滿に就業せしめざるべからず即ち製品検査の如きは最も適切な事業と認む要するに水産組合は極めて適切なる施設を爲し組合員を激勵し其實績を擧げ以て範を示し縣下當業者をして組合の有益なることを知らしめざるべからず其施設事業としては種々ありと雖も先づ左の事業を遂行せしめむとす

- 一 製品検査を實行すること
- 二 漁業上優良の諸器具を撰擇して之を組合員に普及せしむること
- 三 水産業の智識啓發を期する爲め講習講話を開設すること
- 四 水産業篤志者の表彰を爲すこと
- 五 販路の調査を爲すこと
- 六 水産統計の確實を圖らしむること
- 七 水産組合事務の整理を實行せしむること

第四節 水産試験場

一 沿革

石川縣水産試験場の前身は石川縣水産講習所にして同所は明治三十一年五月創設せられ爾後六箇年間繼續して水産技術者の養成に従事せしが同三十七年三月三十一日に至りて之を廢すると同時に現今の石川縣水産試験場を新設せられ之れに引繼を了したり今其の沿革の概要を擧ぐれば左の如し

先之明治三十年十一月通常石川縣會に於て本縣に水産講習所を設置すべき議を可決し翌三十一年五月其の位置を鳳至郡宇出津町宇出津新の官有地を選定して新築の工を起し工事竣るまで假校舍に於て生徒の講習を始め同年十二月一日新築の校舍に移轉せり此校舍は今の水産試験場是れなり翌三十二年五月地を羽咋郡越路野村字千路に相して水産講習所附屬養魚試驗場を設置せり翌三十三年二月新に現業科を置き縣下適切な事業に就きて實地に之を講習せり又三十三年度より講習事業の外に試験部を設け縣下に必要なる水産事業の試験を施行せり而して事業の擴張と設備の整頓とに伴ひて校舍は漸く狹隘を告ぐるに由り三十年十一月縣會は校舍増築の議を可決し翌三十四年十一月其の工事竣成せり茲に於て校舍の總建坪は二倍餘の大となり新に參考品陳列場を設け且つ器具器械の整備を計り漁撈科に在りては漁具漁船を増設し製造科に在りては蒸汽罐を備へ付けたり三十四年三月規則を改正し從來一箇年半を以て卒業期間となせるを二箇年に延長し又入學志願者の程度は尋常小學校卒業以上の學力を有すべしと

ありしを高等小學校第二學年課程修了者若は之と同等の學力を有すべしと變更し又此月講習科第一回卒業生を出せるに由り規程に基きて専修科を置き卒業生の希望に依りて専修せしめたり降て三十五年に至り曩年羽咋郡邑知潟沿岸の一部を劃して築造したる養魚試験地は卑濕にして時に水害を被り堤防を破壊せられしこと一再ならず加之水害の際は飼養する所の魚類多くは遁逸し豫期の試験殆むど徒勞に屬するの虞あるを以て此年限りに該養魚試験地を廢止せり翌三十六年十一月縣會は三十七年度より本所を廢止して新に水産試験場を設置するの議を可決せり依て翌三十七年三月三十一日を以て本所を廢止せり又三十七年以上本所創立以來廢止に至る六箇年間に於て卒業生を出せること講習科四十八名専修科十六名現業科二百六名合計二百七十名の多きを數ふ今卒業生を區分せば左の如し

卒業生郡市別表

郡市	講習科	専修科	現業科	合計
石川郡	二	一	一	四
能美郡	六	一	一	八
江沼郡	二	一	一	四
羽咋郡	一	一	一	三
鹿島郡	一	一	一	三
鳳至郡	一	一	一	三
珠洲郡	一	一	一	三
合計	二六	八	一〇	四四

本所卒業生卒業後の状況に付其後調査する所ありしに卒業生二百七十名の内専修科卒業生十六名は講習科卒業生の轉科したるものなるに由り之を控除し講習科卒業生四十八名現業科卒業生二百六名合計二百五十四名にして是等卒業生は左表の如く縣下水産業者中樞要の位置に或は實業に従事し或は官衛に職を奉し各自其の業務に盡瘁しつゝあり

科種別	自營	官廳	漁業	水産製造業	死亡	合計
講習科	一五	一〇	一八	四	一	四八
現業科	一〇	一〇	七	九	一	三〇
合計	二五	二〇	二五	一三	二	七〇

試験の経過

明治三十七年三月三十一日を以て廢止せられたる石川縣水産講習所の建物及器

具器械等一切を繼承して同年四月一日より新設せられたる石川縣水産試驗場は試驗部を漁撈製造養殖の三部に分ち水産事業中最も重要なものに付之れが試験を執行すると共に傍ら調査講習講話實地指導等に從事し以て今日に及びり而して開設以來實施したる各種試験の要領を擧ぐれば次表の如し

水産試驗事業執行成績一覽
(イ) 漁撈部

明治三十七年	鯨旋刺網試験								
同三十八年		鮎流網試験	鮎刺網試験	鱧延繩試験					
同三十九年	同	同	同	同					
同四十年	同	同							
同四十一年	焚入網試験	同	鮎流網漁試験	同					
同四十二年	同	同	同	同					秋刀魚流網試験
同四十三年	同	鱧底刺網試験	同						同

(ロ) 製造部

明治三十七年	軍食罐詰製造	鮎繩捲製造試験							
同三十八年	同	同	海參製造試験						
同三十九年		同	同	蟹罐詰製造試験					
同四十年	煙製鱈製造試験		同		鮎節製造試験				
同四十一年	同	同	海豚使用試験	同					水産魚運搬試験
同四十二年									
同四十三年									
同四十四年	同	同							同
大正元年									同
同二年	鮎曳繩漁試験	鮎手網延繩漁試験							
同三年	鯉漁業試験	同	打瀬網漁試験	鮎釣漁試験					
同四年	同		同	嫁礁漁場探検	鮎落刺網試験				
同五年	母船式發動機船漁業試験		同						

講習年度	講習科目	講習期間	講習場所	修得生
明治四十三年	湖沼内河利用調査(今江、木場)	自三月二十五日 至三月二十五日	同	一
同 四十四年	同(邑知沼の部)	自三月二十五日 至三月二十五日	同	一
大正元年	同(柴山沼の部)	自三月二十五日 至三月二十五日	同	一
同	同(河北沼の部)	自三月二十五日 至三月二十五日	同	一
同 二年	漁村基本調査	自三月二十五日 至三月二十五日	同	一
同 三年	同	自三月二十五日 至三月二十五日	同	一

(ホ) 講習

講習年度	講習科目	講習期間	講習場所	修得生
明治三十七年	部落講習製造	自九月二十日 至十月十日	石川郡美川町	二九
同	同	自十月十日 至十月十六日	羽咋郡西海村	二三
同 三十八年	同	自四月五日 至五月五日	鳳至郡宇出津町	一四
同	部落講習製造	自十一月七日 至十二月七日	江沼郡鹽屋村	八四
同	同	自二月二十五日 至三月二十五日	珠洲郡鳩島村	四三

講習年度	講習科目	講習期間	講習場所	修得生
同 三十九年	漁撈製造	自三月七日 至三月七日	能美郡安宅町	一八
同	同	自三月十五日 至三月二十一日	珠洲郡小木村	一三
同 四十年	同海苔製造	自三月二十三日 至三月二十七日	同 郡大谷村	一六
同	同	自二月二十七日 至二月二十七日	羽咋郡福浦村	二一
同	同	自二月十六日 至二月十七日	鳳至郡輪島町	一〇
同 四十三年	同	自五月四日 至五月四日	江沼郡鹽屋村	一八
同	同	自二月十一日 至二月二十九日	本場内	三〇
同 四十四年	同	自一月十五日 至一月二十八日	鹿島郡七尾町	一七
同	同	自二月二十五日 至二月二十五日	金澤市	一五
同	同	自三月二十五日 至三月二十五日	本場内	一九
大正元年	同	自三月三十一日 至三月三十一日	同	八
同 二年	同	自八月二十六日 至八月二十六日	同	一一
同 三年	同	自十二月二十五日 至十二月二十五日	同	三三

講習年度	講習科目	講習期間	講習場所	修得生
合 計	九	延日數二六四日	一八ヶ所	四〇一

講話及指導

漁撈製造養殖に關する實地指導の件數は頗る多くして且つ複雑に渉るを以て之を省略す

以上各部成績概要を掲ぐれば左の如し

漁撈部試験成績

(イ) 飯旋刺網漁試験 飯は本縣重要魚族にして從來能登沿海に於ては飯叩網と稱して鱈漁兼用の旋刺網ありと雖其の規模小にして充分の漁利を得ざるを以て秋田縣地方の飯旋刺網の構造に則り本縣在來の漁具を參酌して改良を加へ明治三十七年冬期間に於て之が試験を開始せしも良好なる成績を擧ぐるに至らず更に其翌三十八年度の二月二十日より三月二十七日に至る期間に於て飯二千三百三十尾價格貳百四拾參圓餘を得降て三十九年度の二月十六日より三月十七日迄能登内浦沖合に於て飯七百七十五尾價格百貳拾六圓餘雜魚代貳圓餘を漁獲し尙四十年度は十二月より二月十日まで珠洲鳳至両郡の内浦沖合に於て飯二百三十尾價格四拾參圓餘の收入を得たるに過ぎざるも民間に於て本網

(ロ) 具の優良なるを認め之が網具に模倣し在來漁具を改良するものあるに至れり
 鮪流網試験 縣下能登沿海には鮪群の來游饒多なるを以て從來臺網及大謀網の如き定置漁具を使用するを常とするも未だ沖合に於て漁獲すべき漁具なきを以て本場は茨城縣地方に於て盛に行はるる鮪流網を採用試験し之が普及を圖る目的を以て明治三十八年度より同四十二年度まで繼續執行せしが當初三十八年度は六月二日より七月十二日に至るまで加賀沖合に於て試験の結果鮪四尾其他雜魚八尾此數量百九十六貫目餘價格百拾四圓餘を漁獲し翌三十九年度には五月四日より七月九日に至る迄金石沖合に於て鮪十尾及鮫一尾數量百八十八貫四百目價格七拾參圓餘を得次て四十年五月二十六日より六月二十三日まで能登沖合に於て試験せしが鮪五尾重量百十二貫七百目代金五拾四圓拾八錢鮪百五拾八貫二百目代金五拾圓九拾四錢七厘鮪一尾參拾五錢合計百七圓拾五錢七厘を得其翌四十一年度には五月十五日より七月二十一日まで金石沖合に於て鮪一尾、鱧三尾、飯一尾合計貳拾參圓餘を漁獲せり
 以上の如く成績良好ならざる原因は大鮪の群游する本縣海に於て中鮪を漁獲すべき六寸目の網を採用したると且つ元來鮪流網漁は荒天の日漁獲多きものなるにも關はらず當時當場の漁船は小型にして脆弱なりしを以て荒天の漁業は危険の度多く隨て操業困難なる等の理由に依り大抵天候良好なる日を選び

出漁したる爲漁獲尠なきに因らずむばあらず故に堅牢なる漁船を以て大鮪に適合すべき荒目の網を用ひて今一應の試験を爲さば相當の好績を擧ぐるものと認む

(ハ) 鱧延繩漁試験 本縣海には各種鱧類の來游多かりしも從來能登内浦に於て不完全なる延繩釣を用ひて僅かに之れが漁業に従事せるものありしと雖其の漁獲高多からず依て之が改良を圖るの目的を以て大分縣佐賀關の改良鱧延繩を採用して明治三十八年度の十月五日より十一月三日まで之が試験を施行せしに鱧十四尾量目百五十二貫餘價格五拾六圓餘を得其翌三十九年は經費の都合に依り中止し同四十年の九月二十七日より同十二月十日まで能登内浦沖合に於て鱧、鰯等七十三尾重量一千二百三十二貫八百目價格五百拾壹圓餘の漁獲を得て好成績を擧げたり次で四十一年度の一月十一日より三月三十日まで能登内浦に於て鱧十四尾其他雜魚を併せて價格壹百六拾餘圓を漁獲し尙又其翌四十二年度の二月二十一日より三月三十一日まで宇出津港沖合に於て試験を爲せしも鱧の來游尠かりし爲めか殆むど漁獲を見ずして終はれり斯の如き四十年度に於て好成績を擧げながら四十二年度に漁獲皆無なりしは元來鱧類の洄游は其の年の氣候の模様依り其の來游に多寡豊凶あるものにして人力の如何ともすべからず要するに四十年度の成績良好なりし爲當業者は有利にし

て且つ改良漁具なることを認め在來の漁具漁法に改良を加ふるに至れり

(ニ) 鱧流網漁試験 從來能登沿海に於ける鱧漁業は大敷網及臺網の如き大組織の定置漁業を以て盛に行はれつゝありと雖未だ沖合に於て漁獲すべき小組織の漁網なく依て廣く沖合漁業の發展を圖る目的を以て明治三十八年度の十一月十六日より十二月二十日まで本試験を實施せしも僅かに鱧三尾、鰯二尾、鯛一尾合計六圓餘を得たるに過ぎずして甚だ不成績に了はれり依て本年度限り試験を廢止せり

(ホ) 鯉流網試験 縣下能登海に於ては毎年晩秋の候ソノダ鯉の群來するもの頗る多く從來定置漁具並張刺網及竿釣を以て漁獲するものあるも其の漁獲高多からず依て本場は沖合に於て漁獲し得べき流網の試験を明治三十九年十月二十八日より十一月三十日まで實施せしが鯉千九百二十六尾、鮪子二尾合計價格百拾四圓餘降て四十一年度の十月八日より十一月二十八日に至る期間に於て鯉百六拾六尾、鰯一尾合計價格貳拾八圓餘を得次で四十三年度の九月十二日より十月六日まで羽咋郡沖合に於て試験を行ひしも漁獲物は僅かに鯉七尾、鮪七尾を得たるに過ぎず全く不成績に了はりたるを以て本試験を廢止せり

(ヘ) 鯖流網試験 鯖は毎年初加能兩海に群來するもの頗る多く重要水産物の一に數へられ従て之が漁具漁法も多種に涉ると雖多くは沿岸漁業にして沖合に出漁

する進取的の漁具として見るべきものなし依て本場は豫て新調し置きたる鯉流網の目は略ほ鯖漁にも適すと認め之を鯖流網に代用して明治四十一年度より向四十三年度まで繼續試験せしが當初四十一年度には五月二十二日より八月一日まで能登内浦に於て鯖六千六百五十尾代金百參拾四圓餘を得たり次で其の翌四十二年度は羽咋郡福浦村發動機船所有者の請求に依り實地指導のため同發動機船を以て五月二十九日より六月十九日まで鳳至郡皆月沖合に於て鯖四千百十五尾を獲たり降て翌四十三年度には能登内浦沖合に於て五月中試験せしが鯖千四百九尾鮪子七尾の漁獲ありたり要するに本試験は相當成績を擧げたるを以て民間に於ても斯業に着目し漸次新規起業者を出すに至れり

(ト) 禁入網試験 鯖鱒は火光に向て來集する性質あるを以て從來漁民は漁船に篝火若は漁燈(ランプ)を点じて鯖鱒を集め釣具を以て之を釣獲するの習慣ありと雖其の漁獲高多からざるを以て本場は之が缺陷を補はむが爲光力強大なる新式篝火器を以て魚を集め寄網を使用して之を漁獲すべき新規の漁法を明治四十一年度より同四十四年度まで試験せしが初年の十月十九日より同月二十九日まで羽咋郡福浦村沿海に於て鯖鱒百五十五貫餘を漁獲して稍好績を擧げたるを以て其翌四十二年度に於ては鳳至郡大屋村字光浦漁民よりの請求に依り

同年八月中實地指導旁々之が試験を爲せしも魚群の集來するもの無かりしを以て該試験を中止せり降て四十三年度乃至四十四年度には經費の都合上先づ宇出津町沖合に於て毎月二三回づゝ篝火器を以て集魚の厚薄を試み其の集團濃厚なる時期を選び網具を使用する計畫なりしも常に來集魚族の稀薄なりしを以て網を使用するの運びに至らずして終はれり

(チ) 鯉流網試験 本縣さんま漁業は往時鳳至郡輪島町宇海士町漁民が舢倉島附近二三哩の沖合に於て撒網を以て漁業をなし一隻の漁船能く數千尾を漁獲し之を乾製肥料若は鹽藏品として縣の内外に販賣し大に同町漁民を賑はせたりしが其後逐年此魚族の洄游するもの減少し近年殆むご之が漁獲を見ざるを以て或は其の來游場所を變じたるやの疑あるを以て本場は千葉縣海に行はるゝ流網を新調し舢倉島を根據地として明治四十二年度の六月十七日より同月二十九日までの期間に於て僅かに鯉六百五十二尾を漁獲し以て其の翌四十三年度の五月八日より七月一日までの期間に於て鯉四百六十七尾を獲たり降て四十四年度の五月八日より七月一日まで舢倉島沖合に於て鯉四百五十二尾價格貳圓餘を得次で四十五年度の五月十四日より六月二十九日まで能登外浦沖合四十哩内外に於て試験し鯉三千二十一尾價格拾五圓餘を漁獲し得たるに過ぎずして成績良好ならざるも本試験の結果陸岸を遠ざかるに従ひ漁獲尾數を増加

し殊に舢倉島の北方沖合に於て多きが如しと雖當時使用の漁船は動力を附せざる普通漁船なるを以て舢倉島北方の沖合遠く出漁するを得ざる爲十分の成績を擧ぐるに至らざるを遺憾とす

- (リ) 鮪釣漁試験 能登沿海には毎年五六七月の候鮪群の來游するもの多く隨て從來臺網大謀網の如き定置漁具を以て漁獲するの習慣ありと雖未だ沖合に於て簡易の漁具を使用して之が漁獲に従事するものなきを以て當場は千葉縣の鮪曳繩及延繩を採用し大正元年八月三十日より九月二十二日まで二十三日間又其翌二年度に於ても七月二日より同月二十九日まで之が漁撈試験を施行せしも更に漁獲なく全然不成績に終はりしは顧るに天然餌料たる鳥賊飛魚、鰩等の如きもの豊富にして釣釣に装せられたる比較的新鮮を缺く餌料の敢て顧られざることは或は其の一原因なるべく尙鮪釣漁は鮪の需食盛なる荒天の日か又は荒天の前後の日を好適とするに在るか如きも該試験の際は平穩なる天候打續き偶々荒天の日あるも試験船の構造運用に不便なる爲出漁し得ざりしに因るものならむ又鮪の曳繩及延繩は一般に潮流の急なるを漁利多しとするも當時の潮流は甚だ遅緩にして試験期間中一時間一漚を越ゆることなく概ね二分の一漚内外にして漁撈上不利なりしにも基因するものと認む
- (ヌ) 鰩手網延繩漁 本試験は可及的尠き資本を以て比較的多くの漁獲を得むとす

る目的を以て從來普通の鰩刺網漁船に於て刺網漁に就業の際鰩群の浮沈状態を探知する爲使用せる極小形の手網に比較的多数の鰩を漁獲し得らるゝ事實より推考して長六百尋を有する幹繩に四尋間毎に結付せる技繩百五十本の末端に各一枚づゝの手網を付したる延繩を創製し大正二年度の五月二十五日より六月九日まで輪島沖合に於て鰩一萬千二百七十尾を漁獲し次で其の翌三年度の四月二十七日より五月十日まで福浦及輪島の兩港沖合に於て鰩四千二百尾を得たるに過ぎずして全く不成績に終はれり

(ル) 鰩流網試験 本試験は從來本縣に於て盛に慣用せらるゝ鰩刺網は潮流に平行して網の一端に碇網を結付し碇を海底に滑走せしめ以て刺網を潮下に流しつゝ使用するものなるが故に網の目は充分に開張せざる爲め魚羅宜しからざるを以て此缺点を改良して漁獲高を多からしむるの目的を以て横流網の使用法を採用して全く碇を使用せず單に潮流を横切り張下する方法を以て大正二年度の四月二十三日より五月十日まで輪島福浦の兩港沖合に於て鰩二萬三千八百二十四尾價格七拾六圓餘を得たるも本網の使用法は碇を使用せずして網の一端に附せる手繩を漁船に支持し風潮に應じて船を漕ぎ以て船は網より早く流れざる様船と網との流速を調節しつゝ絶へず努力を要せざる可からず然らざれば網の張下後三四時間を経過せば最初潮流を横切りて張下せる網も潮

流の爲めに潮流の方向と平行し流るゝに至りて終に從來の刺網と異ならざる状態となるのみならず本網は碇を使用せざる爲め普通の刺網より遙かに遠方へ押流せられ歸港するに當り非常の困難を生ずるの缺点あるを以て在來刺網の効力に及ばざること遠し併しながら在來刺網の使用し得べからざる暗礁の点在する漁場に於て本網を使用せば最も適當の漁具なることを確かめたり

(ヲ) 打瀬網漁試験 本網は愛知、廣島、山口、香川、和歌山等の諸縣に於て盛に使用せられ小鯛、鯉、平目、鰈等の如き底魚を多量に捕獲するものにして縣下在來の手繰網漁業類似のものなりと雖其の異なる点は打瀬網の袋網内には漏斗形の魚返網を附し且つ其袋網の前表面に天井網を結付して一旦網内に入りたる魚は再び脱出すること能はざる構造にして専ら風帆力を利用するか故に勞力を省略するの特長あり依て本場は先づ愛知式の打瀬網を採用し大正三年度の十月二十一日より十一月二十八日まで福浦、輪島、船島の沖合に於て試験せしも該漁具の構造は太く強靱なる網地と頑丈にして且つ重量多き沈子を結付しあるを以て海底泥質の漁場に於ては水壓及摩擦のため動もすれば軟泥を網内に鞠入することありて僅かに拾壹圓餘の漁獲を挙げたるに過ぎず次て其翌大正四年度に於ては春期六月十四日より七月十一日まで秋期は九月十二日より十月九日まで何れも美川町を中心として江沼羽昨間の沖合に於て春期は漁獲高拾壹圓餘

秋期は參拾壹圓餘を獲たり降て大正五年度に於ては網の構造を輕簡に改造して十月十四日より十一月六日まで七尾、西灣、北灣に於て鰈、小鯛、發目魚、鰯、鱈、小鮫、鱈、鱈、黑鯛、鯨、赤鯮、砂魚、狗頭魚、鳥介、帆立介、イタボ、牡蠣其他雜魚三貫等二千七百十尾價格拾八圓餘を得たるに過ぎざるも當時虎疫の流行に際會せしため漁獲物の販賣に支障を生じ非常の低價に販賣するの止むなき場合に至れり要するに本試験の結果七尾、灣内には多大の車鰯及眞鰯の饒産することを確かめたるを以て本場は特に鰯の漁獲に適合すべき簡易なる鰯打瀬網の構造使用法を漁業者に指導し斯業の開発を圖り以て發動機船漁業の發展に至大の關係を有する餌料として七尾灣産の鰯を供給せしむると共に天蘇羅の原料として之を東京市場に輸送するの盛況に達せしめむとす

(ワ) 嫁礁漁場探検 縣下珠洲郡高屋より九海里の沖合に存在する周圍一里六町餘の嫁礁には藻立魚の來集頗る豊富なるを以て從來折戸、狼煙其他の漁村民は天候靜穩なる日を選び一種の旋網を以て藻立魚漁業に従事するの經歷ありと雖該礁は到る處岩質の暗礁なるを以て旋網の如き漁具は動もすれば岩石に懸拘せられ管に魚群を逸するのみならず藻立魚の特性として岩崖の潮上に集團す

るものなるが故に甚だ旋網の使用に便ならず隨て魚群團の多き割合に其漁獲高多からざるを以て本場は此缺点を補ひ漁獲物を多からしむる爲藻立魚の入るに易く出るに難からしむる復式落網試験を大正四年六月十三日より七月三日まで實施せしも當年は如何なる原因なるか藻立魚の來集殆むど皆無にして鮪藻立魚其他雜魚共僅かに十二貫六百目餘を漁獲したるに過ぎず併しながら從來嫁礁は毎年殆むど藻立魚を以て蔽はれ爲めに水色は褐色を呈するが如き有様なるを以て果して例年通群來するものこそせば復式落網を以て多大の漁獲を擧げ得るものと認む

如上の事由に依り不成績に了はれりと雖本試験の結果意外にも同礁は夏鮪の群團各所に湧游せるもの實に目覺しき有様にして現に鮪の漁具に非らざる復式落網に迷入せる大鮪四尾を漁獲したる程なるを以て如何に鮪群の饒多なるかを立證するに足る故に本礁に於て夏鮪漁業を開始せば多大の漁利あるものと認む尙又覗水鏡を以て屢々礁上を透視したるに鮪魚は水深五六尋の淺所に群游するを認めたるは他に其の例を見ざる處にして如何に鮪の群棲多きかを知るに足るべし故に該礁近傍に於て鯛延繩漁を開始せば尠からざる漁利あるものと信ず

(カ) 鰯落網漁試験 能登外海方面は毎年五、六、七、八月頃鰯の群來多きも從來の漁法

は沿海の淺所に於て浮標及碇を用ゐる刺網を張下するに在るを以て其の漁利多からず依て本場は特殊の落網を以て鰯を網の目に刺さしむると共に其の逃逸せむとする鰯を落網に陥入せしめて二種の作用を有する漁具を新調し大正四年度六月十三日より七月三日まで珠洲郡高尾沖合に於て之が試験を實施せしが僅かに鰯七百二十尾を得たるに過ぎざるを以て業務の都合を見計ひ更に船倉島近海に於て之が試験を實施し其適否を明かにせむとす

(ヨ) 母船式發動機船漁業試験 現時發動機船漁業なるものは本邦中殊に太平洋方面に於て盛に行はれ遠海漁業の發展に一新紀元を劃するに至れりと雖唯裏日本海に於て微々として振はざる所以のものは太平洋方面に於ける如く漁獲多き真鯉の群游するものなく且つ之に代はるべき漁獲の多大なる遠海性魚族の洄游なき爲め漁業經濟成立せざるに因らずむば拒らず唯裏日本海に於て發動機船漁業として稍々有利なりと認めらるる所種類は鯛延繩漁、鯛延繩漁、鰯延繩漁、鰯沖手繰網漁、鯧流刺網漁位に過ぎず是れとても發動機船單獨に自ら漁具を操縦するに於ては其漁業經濟成立せざるの不利あるを以て必ずや母船式に依り發動機船に三隻乃至四隻の漁艇を積載して沖合に至り隨時漁艇を下ろして漁撈に従事せしむるか若は八隻内外の普通漁船を沖合に曳行出入して漁撈を爲さしむるか二者其の一を選ばざるべからず依て本場は先づ母船式發動

機船漁業を試験し次て漁船隊を引卒すべき漁業をも試験する目的を以て特に漁艇四隻を積載すると共に普通漁船八隻内外を曳行するに足るべき總噸數十噸八九の二檣ケッチ型帆船に強大なる純四十馬力の石油發動機關を据付け尙ほ冷蔵室二箇所及活魚船二箇所の設備をも有するものを大正五年四月二十三日起工し八月九日竣工式を挙げたるを以て爾後各種の準備に着手し九月中旬に至り皆月沖合に於て鰯漬の布設を了はりたるを以て同九月十九日より十月五日まで鰯旋網漁を實施せしも時既に鰯の終漁期に際會したるを以て僅かに鰯五十尾價格八圓參拾貳錢を獲たるに過ぎず次て同十月十日より十二月八日まで鮪倉島及七ツ島沖合に於て鯛延繩漁を實施せしが鯛九百十二尾價格壹百六拾壹圓六錢を得降て一月二十日より同月二十六日まで能登内浦沖合に於て器械手繰網を使用せしが蟹四十二疋價格壹圓拾四錢雜魚貳圓參錢小計參圓拾七錢を獲次に三月十五日より同月三十日まで七ツ島沖合に於て鰯延繩を使用せしに鰯一百四十一貫七百五十目價格百四拾九圓八拾參錢壹厘發目魚二百三十七尾價格拾四圓六拾錢九厘鰹五十五尾價格九圓九拾九錢貳厘雜魚六尾代壹圓五拾壹錢八厘合計百七拾五圓九拾五錢總計參百四拾八圓五拾錢を獲たるに過ぎずして全く不成績に了はりしは

要するに本試験に使用すべき發動機船の建造は八月中に竣工式を挙げたる結

果春夏の盛漁期たる四、五、六、七、八、九月の六箇月間に於て休漁するの止むなき場合に至り充分の試験を實施するを得ざりし爲多大の收入不足を生したりと且つ雇漁夫の母船式漁業に慣熟せざりしとに起因せり

製造部試験成績

(イ) 軍食罐詰製造 明治三十七八年日露戰役の際水産物罐詰を軍糧食として需用せらるゝに至りたる爲水産局は陸軍糧秣廠と協議の上各府縣水産試験場をして其の製造及監督の任に當らしめ之が供給に従事することとなり而して本縣に在りては三十七年度初に於て未だ民間罐詰工場の設立を見るに至らざるを以て専ら本場に於て之に従事するの計畫に依り同年度に於て之れに要する經費を追加せられ同年五月以降一月に至る間鯖、鰯、鮪、鰯等五種の味付罐詰を五回に合計數量六千九百八十貫價格壹萬五千六百拾圓四拾八錢を供給せしが其翌三十八年度に於ても亦軍糧水産物罐詰を製造供給するに決し之が經費を追加せられ同年五月より九月まで六回に鯖、鰯、鮪等味付罐詰の數量六千三百八十貫價格壹萬參千七百七拾壹圓四拾四錢の供給を爲せり

本軍用食罐詰製造に就ては當初罐詰職工として本縣元水産講習所卒業生の縣下各地に居住せるものを採用し製造上頗る便益を得たるも爾後民間に於て罐詰工場二箇所の設置あり加之職工中軍隊に應召するもの等あり隨て一般罐詰

職工の欠乏を來し製造上一時頓挫の状態に陥りしも本場に於て之が急須に應ずる爲臨時罐詰講習會を開催し十四名の修了生を出すに至りて漸く其の欠を補ふことを得たり而して是等修了生より採用したる職工は總て婦女子にして之が成績は男子に比し敏活の点に於て及はざる所ありと雖能く製罐鐵付の如き技能に堪へ且つ綿密なること勤務時間を嚴守すること、靜肅にして倦厭の情を表はさざること、整頓の好きこと等の点に於て男子に優れるものあり要するに罐詰職工としての婦女子は敢て男子に劣らざるのみならず經濟上寧ろ利益あるものなることを確めたり

(ロ) 繩捲鱒製造試験 本試験は明治三十七年乃至四十一年度に於て原料の處理施鹽包裝等に關する改良方法を研究したる結果稍好績を挙げたるを以て大に民間業者の注意を喚起して改良法を模倣するに至れり

(ハ) 蟹水漬罐詰製造試験 本試験は明治三十八年乃至四十三年度に於て實施したる結果品味良好なるものを製出するに至りたりと雖近年生蟹の漁産額著しく減少し隨て之を原料としての價不廉なるを以て本罐詰は經濟上汎く販路を啓くに至らず

(ニ) 海參製造歩留試験 本試験は水産局の指定に基き七尾灣産海鼠の年齢、体長及製造歩留を調査し併せて之が改良製造品に對する經濟上の價值を明かにする

の目的を以て明治三十九年乃至四十二年度に涉り實施せしが其の結果は既に水産局に報告すると共に本場事業報告書を以て一般に公表せり

(ホ) 鰻燻製試験 縣下加能外海方面に於ては大羽鰻の漁獲頗る豊富なりと雖大抵肥料用として價格低廉に販賣せらるゝに過ぎざるを以て之が利用の方法として明治四十年五月燻製試験を施行し販路を啓くの目的を以て本製品を東京市日本橋魚市場室伏商店に託し試賣したるも東京方面にては鹽乾鰻は嗜好するも鰻の燻製は本品の市場に現はれたるを初めて見るが如き有様にして遂に適當の販路を啓くに至らず之を中止せり

(ヘ) 氷藏魚運搬試験 本試験は水産局の指定に基き明治四十年度の七、八、九の三箇月中三回に涉り鯛、鮭、鰯等の鮮魚七十二貫二百目原價七拾圓六錢のものを長二尺六寸幅一尺六寸深六寸五分の荷函二十一個に氷雪と共に詰め繩掛をなして鐵道便に依り大阪難喉場魚市場に輸送試賣をなして仕切手取金七拾貳圓參拾六錢を得たる結果荷函、氷雪、鋸屑、荷造運賃等の諸經費は全く欠損に歸したりと雖該氷藏魚は何れも新鮮にして品位良好なりし次て其翌四十一年度も亦七、八、九の三箇月に互り之が試験を繼續施行の結果出荷の氷藏魚は完全に鮮度を保ちて着荷するを得たりとも毎回に於ける大阪荷受の仕切を照合するに他地方に比し常に魚價低廉にして收支相償はす隨て進んで之を鮮魚商人に勧誘する

の運びに至らざりき

(ト) 燻製鱒製造試験 鱒は本縣重要漁産物にして専ら鮮魚の儘京阪神名古屋尾道、東京、長崎等の各市場へ輸送販賣せらるゝと雖近年各府縣沿海に於ても亦鱒漁盛に行はれ何れも其漁獲物を都會市場へ輸送するを以て動もすれば多大の生鱒が一時に市場に集合することありて供給過剰の爲價格は時に或は急轉激落して悲惨なる損失を蒙むることあるが故に本場は斯の如き魚價低落の際に於ける一手段として繩捲鱒の製造と相待て燻製鱒の貯藏食品を製産するの必要を認め明治四十年乃至四十二年まで三箇年間試験の結果風味甚だ良好にして永く貯藏に堪ゆるものを製出し東京福井其他各地方に於て賣行宜しく將來有望なるを以て當地宇出津町の有志相謀り水産株式會社を新設し本場監督の下に之か製造販賣に従事しつゝあり

(チ) 海豚利用試験 本縣に於ける海豚漁業は他府縣に其の類例を見ざる所にして毎年八九月を以て盛漁期とし毎年約五六千頭内外の獵獲あるを常とす然れども漁期は盛夏炎暑の候なるを以て處理上の障礙尠からず隨て從來之が利用方法甚だ不充分にして多くは肥料として販賣せられ隨て一頭の價格僅かに壹圓五拾錢内外に過ぎず故に海豚漁業の維持甚困難にして漁村は唯從來の習慣漁業として止むを得ず之を營むの状態なり依て之が利用の方法を研究する目的

を以て本場は水産局直轄水産講習所と連絡して明治四十一年には海豚九頭重量二百二十五貫のものを同四十二年には九十七頭量目二千三百七十六貫のものを以て製革、採油、食用脯肉、製肥等の各試験を實施せしが從來壹圓七八拾錢位に利用販賣せられつゝある海豚一頭は本試験の結果五圓内外に利用せらるべく認むるに至れり

(リ) 鱒罐詰製造試験 本縣に於て毎年三月中旬より六月上旬まで大羽鱒の漁獲頗る豊富なるも價格低廉にして大部分は搾粕の製造に供用せらるゝを以て本場は之が利用の方法として明治四十二年三月十五日より同月二十三日に至る期間中原料鱒百五十八貫を以て内地向味付罐詰六百九十一個を製造し之を東京市場へ試賣したるに稍々好評を博したるも未だ以て廣く販路を需むるに至らず

(ヌ) 鮪節製造試験 能登内浦に於て多額に産する鮪の全部は殆むど生鮮の儘金澤、富山、高岡、直江津方面に向け輸送販賣せらるゝと雖之が盛漁期は恰も頓腐速かなる炎暑の候なるを以て數日間の貯藏に堪へず隨て需用地に於ける商況不振を呈するときは漁村に於ける魚價も亦激落するが故に普通片前卸として鹽藏の上販賣し來れるも近時食鹽の價格頓に騰貴し收支相償はざるに至りたるを以て餘儀なく商況の如何に關はらず生鮮の儘輸送販賣して自然の成行に一任

するの現状なるが故に時に或は多大の損害を蒙ること尠からず依て之が救済の方法として當業者に鮪節製造方法を指示する傍ら製造經濟上の試験を明治三十九年及同四十一年の二箇年間實施せしが三十九年には大鮪十五尾此總重量三百七十八貫百四十匁の内より鰓及臟腑の量六十七貫六百五十匁及頭骨皮並切屑の重量百二十五貫八百八十匁を除去したる殘餘の正味の生肉百八十四貫六十匁を以て鮪節の製了品三十三貫六百七十匁價格八拾圓八拾錢八厘十貫目に付貳拾四圓換を得又四十一年には鮪十二尾此總重量百七十六貫九百匁を以て鮪節の製了品二十三貫九百二十五匁價格七拾貳圓五拾八錢八厘十貫に付參拾圓參拾四錢換を得たりと雖未だ以て十分の販路を需むるに至らずして中止せり

(ル) 鱈燻製試験 漁産類多くして價格低廉なる鱈の利用法として明治四十四年度に於て少量の鱈燻製試験を實施し該製品の品評を求めたるに一尾六錢乃至八錢ならば可成賣行を見ること難からざるが如し

(ヲ) 米國輸出向鹽鯖製造試験 鹽藏鯖は米國人の最も嗜好するものにして其の需用額も亦多大なりと雖同國の鯖漁は近時全く衰頽せるを以て遠く英國及諾威等より之が輸入を仰げるも尙且つ需用を充たすに足らざるの有様なり故に本場は之が原料鯖の豊富なる本縣産の鯖を以て米國向鹽鯖の製造法に倣ひ鹽鯖

試験を明治四十四年度より大正三年度まで四箇年間實施して之を米國へ輸出試賣を爲したれども收支計算上毎年多少の損失ありしを以て該試験を廢止せり

(ワ) 支那向鹽鱈製造試験 能登内浦沿海に於て最も豊富にして且つ安價なる鱈の價格を昂上せしむる爲之れに支那向鹽藏法を行ひ彼地に輸出試賣して其の需用の程度及輸出經濟の得失を明かにし新販路を啓くの目的を以て大正元年乃至大正四年の四箇年間本試験を實施せしが當初大正元年度には原料鱈四千七百九十一尾を鹽藏品に製造し支那へ輸出試賣の結果支那市場に於て彼等の嗜好に適し大に好評を博したるを以て原料費、食鹽代、人夫賃、荷造運搬費、關稅其の他諸掛費總計參百八拾貳圓參拾四錢貳厘の支出に對し製品賣却代食鹽戻稅及副産物代共總計四百九拾六圓八拾八錢八厘の收入ありて差引金壹百拾四圓五拾四錢六厘の純益を得たり次で其の翌同二年度に於ても亦鱈六千六百三十一尾に鹽藏法を施し支那へ輸出試賣の結果總支出額五百八拾圓八拾壹錢壹厘に對し金六百四拾五圓九拾九錢壹厘の總收入額ありて差引六拾五圓拾八錢の純益を得たり降て大正三年度には鹽鱈五千五百九十尾即ち一萬九百斤を輸出試賣したるも當時偶々日支外交問題起り日貨排斥熱熾烈を極め久しく市場に停滞したる結果著しく品質を害し歩減を生じ且つ本邦着爲替相場の暴落せるの

みならず一般海産物の價格暴落し鹽鱈百斤に付參兩壹匁に販賣するの止むなきに至りたる結果總支出額四百六拾八圓七拾五錢八厘に對し總收入額參百七拾八圓六拾九錢を得て差引九拾圓六錢八厘の純損失を生ずるに至りたり次て大正四年度に於ても鹽鱈一千八百四十五尾(三千四百二十斤)を支那上海大倉組海産部へ輸送して之が委託販賣を爲さしめたるが當時歐洲戰亂に基因する船腹不足の影響を受け久しく神戸港に停滯せるを以て其の輸送に多數の日子を要し當に需用時期を逸したるのみならず比較的多くの目減を生じ且つ支那時局の爲一般に海産物の價格暴落せる結果鹽鱈百斤に付參兩六匁に販賣するの止むなきに至る即ち總支出額壹百七拾四圓七拾貳錢八厘に對する總收入額壹百四拾五圓七錢八厘を得て差引金貳拾九圓六拾五錢の損失に歸せり次て大正五年度に於ても本試験を繼續する計畫なりしも歐洲戰亂に起因する經濟界の反動を受け鮮魚の價格一般に騰貴し隨て鱈の生産地に於ける原價は前年度の倍額以上に暴騰せるにも拘はらず一方支那上海市場に於ける鹽鱈相場の電報に依れば其價格低廉にして輸出經濟上全然不引合なりしを以て止むを得ず本試験を中止せり併しながら本品は充分支那國民の嗜好に適し需用廣大なるを以て方今の時局平時に恢復せば尙ほ本試験を繼續して其の販路を開拓せむとす

(カ) 鯨肉罐詰製造試験 縣下宇出津町に根據地を有せる東洋捕鯨會社に於て捕獲せられたる鯨肉を原料として味付罐詰を製造し安價にして且つ營養分に富める副食物を軍隊兵營に提供し以て鯨肉の利用を圖るの目的を以て大正二年度に於て長鯨の精肉三封度入九百十二個、一封度入二百五十二個、半封度入百三十個合計千二百九十四個の罐詰を製造し之を軍隊兵營其他に試賣せしが本試験に要したる總支出額貳百貳圓參拾錢に對し金貳百拾六圓八拾錢の總收入額を得て差引金拾四圓五拾錢の純收益ありたるを以て未だ充分有利ならずと雖製産費に於て尙幾分の節減を計るべく賣價に於ても亦相當昂上せしむべきこと難きに非らざるを信ず

(コ) 鯖節及鯧節製造試験 本縣に於ては毎年五月より七月の期間に於て鯖漁の産額甚だ豊富なりと雖氣候の温暖と鯖肉の性質とは悉く生賣すること至難なるが故に大部分は鹽鯖に製造せられ其の價格低廉にして未だ充分の収益を得るに足らず然るに近時節類の需用頓に増加するに共に鯖節の販路大に開けたるを以て縣下に多産する鯖の利用法として鯖節を製造するは適當なる處理法の一たるべし併しながら本縣の鯖は含有脂肪多量にして之を完全の節に製造すること至難なるは夙に水産物製造業者の苦心する所なり依て本場は之が脱脂法を講究するの目的を以て鯖節製造試験を大正元年度に於て施行し次て其製

二年度に於ても原料鯖四百尾量日七十三貫二百三十匁を購入して之が試験を施行せしが製了品九貫五百六匁(節八百本)を東京市日本橋區本船町山崎商店へ委託試賣したる結果代金拾五圓貳拾壹錢(十貫に付拾六圓換)を得たりしも未だ以て良成績と認むべからず依て大正三年度に於ては特に六月中に濕熱乾燥室を設け更に試験を実施する豫定なりしも右乾燥室は其の工事に意外の日子を要し漸く同年八月二十日に至り竣工の際は既に鯖漁期を逸し該試験を中止するの止むなきに至れり降て大正四年に至り石川郡美川町に於て簡易濕熱乾燥器を使用し鯔節製造試験を実施せしが原料鯔一萬三千百二十尾に對し鯔節五十二貫七百目を得たるを以て其製了品の割合は一割七步二厘強の歩留に該當するものにして相當成績を挙げたるを以て美川町地方に於ても該改良法に倣ひ鯔節製造を爲すものあるに至れり

(タ) 鯔搾粕製造用煮竈の改良 大羽鯔は本縣に於ける最も重要なる魚族にして四月の候盛に刺網を以て漁獲せられ其の体形肥大なること他に其比を見ず平均三十匁内外を有し産額頗る豊富にして年六拾貳萬圓以上に達し之が利用法としては僅かに鮮送販賣、鹽藏輸送をなすものなきに非らずと雖其の大部分は専ら肥料用の搾粕に製造せらるゝの現状にあるを以て本場は其の製産費を減じ品質を優良ならしめ其の收入經濟を潤澤ならしむるは刻下の急務なるを認

め大正元年より同五年度に至る五箇年間聯竈の築造を設計指導したるに當業者は其の効用と利点を認め續々二聯竈乃至三聯竈を築造するの機運に至れり而して各郡の依頼に依り専ら設計及築造指導をなしたるもの河北郡内に於て九箇所、羽咋郡八箇所、石川郡三箇所、能美郡三箇所、江沼郡一箇所、珠洲郡三箇所、鳳至郡一箇所合計二十八箇所にして方今民間に於ては大抵該改良聯竈式のもの普及するに至れり

(レ) 貯雪冷蔵庫試験 縣下に於ける貯雪事業は到る處普及し其の多くは鮮魚輸送函用に供せらるゝと雖未だ鮮魚の豫備冷却又は應急貯藏の手段を探るべき冷蔵庫を設置せるものなし唯僅かに大聖寺町に一箇所の冷蔵庫あるのみにして其の成績稍々良好なるにも關はらず他地方に普及せざる所以のものは其構造堅牢に且永久的にして多大の建造費を要するを以て容易に模倣し能はざるに因らずむば非らず依て本場は斯の如き多額の經費を要せずして而かも之れと相等しき能力を有する貯雪冷蔵庫を普及せしむるの目的を以て之れが建設を漁産額豊富にして且つ交通不便なる鳳至郡黒島村海濱の官有地内に於て大正五年五月二十日竣成せしめたり而して其の構造の大意は奥行三間、間口三間、高二間半の二階建にして階上室を貯雪場とし階下室を冷蔵庫室とし上下両室とも各正面に出入口を設け且つ防熱装置を爲せる開戸を各々二重に設け而かも

斯の如く建設したる冷蔵庫の周圍及上部は盡く砂丘を以て埋設せしめ恰も砂丘内に穴倉を作りたるが如き状態なるを以て完全に防熱せられ其の冷蔵の効果を顯著ならしむる装置なりとす然るに其の後暴風雨の爲上表面の盛砂は降散して貯雪室の上部約一尺五六寸を露出するに至りたる結果防熱不完全となりて當初豫期する所の冷却度攝氏四度内外までに低下せしめて漸く九度乃至十一度の冷度を示せり之が爲昨年夏期に於ける鮮魚冷蔵試験の成績良好ならざりしを以て今六年度初めに於て相當の修繕を加へ充分本試験を實施せむとす

(ソ) 調味品製造試験 本縣所産の魚介藻類を利用して各種の調味品を製造し本縣産銘物として廣く世に紹介し販路を啓くは水産利用法の一段たるべきを以て本場は大正五年度に於て味付和布、鱒蕪漬、鱒粟漬等の製造試験を實施せり其成績概要は次の如し味付和布は風味佳良なりとの好評を得たれども少量の製造を爲し豫備的試験を行ひたるに止まりしが故に次年度に於ては稍多量の製造を爲し試賣せむとす

鱒蕪漬製造試験品は二月に至り東京、名古屋、大阪、金澤等に依託試賣を行ひしに東京、大阪最も好評にして試賣引受者の希望としては歳暮年始賣を以て最好需用期なりとの説に一致し何れも十二月初旬頃より多量の製品送荷方を依頼し

來れるを以て本品の將來は確實に有望なりと認めたり

鱒粟漬は二月に至り實施し東京、名古屋、大阪、金澤等の商人へ品評を求めたるに何れも好評を得特に金澤に於ては良好なる試賣成績を得たれども期節の關係は鱒蕪漬と同様なるが故に次年度には十二月より實施し以て好成绩を擧ぐることを豫期しつゝあり

養殖部試験成績

(イ) 養鱉試験 縣下江能兩郡の澗川には古來自然生鱉の棲息多かりしも世の開進するに従ひ鱉肉の需用増加したる爲鱉の濫獲せらるゝもの多く隨て著しく其の生産額を減し殆むと該種族の絶滅せむとするの傾向あるを以て將來公有水面に於ける鱉の蕃殖を圖らむとせば沿岸自然の産卵場に於ける産卵孵化を保護すると共に一面人爲養殖法に依るを以て其の効果著大なるものと認め本場は明治三十七年六月能美郡今江前川沿岸に於て面積二百四十五坪の養鱉試験池を設置し同年七月乃至十月に東京深川千田新田より親鱉六頭、當歳兒鱉六百頭を購入して之を放養せしが其の翌三十八年の夏期に於て親鱉の第一回産卵二百三十顆を見るに至りしも就中健全に孵化せしもの二百頭を得たり降て三十九年度に於て三百五十八頭同四十年に三百八十三頭同四十一年に四百七頭同四十二年に四百六十三頭通計一千八百十一頭を得たりと雖其間氣候の變化